平成17年第1回那須塩原市議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招議員	2
不応招議員	2
地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名	3
本会議に出席した事務局職員	3
議案審議結果一覧表	4
第 1 号(1月12日)	
議事日程	
出席議員	0
欠席議員	0
説明のために出席した者の職氏名	
本会議に出席した事務局職員	
市長職務執行者あいさつ	2
議員・部課長の紹介	3
議案の訂正	3
開会及び開議の宣告	
議事日程の報告	4
仮議席の指定	4
選挙第1号	
議席の指定	
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
選挙第2号	6
発議第1号の上程、質疑、討論、採決	8
発議第2号の上程、質疑、討論、採決1	8
発議第3号の上程、質疑、討論、採決1	9
発議第4号の上程、質疑、討論、採決1	9
発議第 5 号の上程、質疑、討論、採決	9
発議第 6 号の上程、選任	0
議報第1号の報告	1
発議第7号の上程、選任	1
議報第2号の報告	2

発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決
発議第10号の上程、採決
日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
発議第11号の上程、選任
発議第12号の上程、選任31
議報第3号の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
議報第4号の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
選举第3号~選举第7号32
議会運営委員会の報告について33
日程の追加
閉会中の継続審査申し出について
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決35
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
承認第 3 号~承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第 1 号 \sim 議案第 3 号 σ 上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 47
市長職務執行者あいさつ
閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

那須塩原市告示第121号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条の規定により、平成17年第1回那須塩原市議会臨時会を 次のとおり招集する。

平成17年1月5日

那須塩原市長職務執行者 平山喜助

- 1 期 日 平成17年1月12日
- 2 場 所 那須塩原市議会議場
- 3 付議事件 (1) 議長選挙について
 - (2) 副議長選挙について
 - (3) 那須塩原市議会会議規則の制定について
 - (4) 那須塩原市議会委員会条例の制定について
 - (5) 那須塩原市議会事務局条例の制定について
 - (6) 那須塩原市議会傍聴規則の制定について
 - (7) 那須塩原市長の専決処分事項の指定について
 - (8) 常任委員会委員の選任について
 - (9) 常任委員会委員長及び副委員長の報告について
 - (10) 議会運営委員会委員の選任について
 - (11) 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について
 - (12) 議会だより編集特別委員会の設置について
 - (13) 国会等移転に関する特別委員会の設置について
 - (14) 那須塩原市農業委員会委員の推薦について
 - (15) 那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について
 - (16) 大田原地区広域消防組合議会議員の選挙について
 - (17) 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合議会議員の選挙について
 - (18) 黒磯那須共同火葬場組合議会議員の選挙について
 - (19) 黒磯那須消防組合議会議員の選挙について

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

応招議員(60名)

1番	玉	野		宏	君	2番	大	林		實	君
3番	松	村	宣	夫	君	4番	相	馬	義	_	君
5番	田	中		恂	君	6番	中	村	芳	隆	君
7番	山	本	はる	5 V	君	8番	卸	南	_	子	君
9番	臼	井	元	夫	君	10番	藤	田	政	徳	君
12番	伊	藤	甲	三	君	13番	亀	田	哲	男	君
14番	室		正	倫	君	15番	田	代	芳	寛	君
16番	長名	部	幹	男	君	17番	植	木	弘	行	君
18番	植	竹	伸	_	君	19番	臼	井	_	巳	君
20番	五明	ト 渕		薫	君	21番	平	Щ		英	君
22番	笠	間		厚	君	23番	君	島	行	雄	君
24番	水	戸		滋	君	25番	江	連	比出	出市	君
26番	関	谷	暢	之	君	27番	室	井	俊	吾	君
28番	平	Щ	啓	子	君	29番	木	下	幸	英	君
30番	鈴	木	_	美	君	31番	太	田	久 身	€ 子	君
32番	小	出	孝	$\stackrel{-}{-}$	君	33番	岡	本	栄	次	君
3 4番	齌	藤	寿	_	君	35番	吉	成	伸	_	君
36番	東	泉	富士	上 夫	君	37番	君	島	_	郎	君
38番	石	JII	英	男	君	39番	木	村	清	次	君
40番	古	山		正	君	41番	金	子	哲	也	君
42番	若	松	東	征	君	43番	高	久	武	男	君
44番	相	馬		司	君	45番	人	見	菊	_	君
46番	早 Z	女	順	子	君	47番	相	馬	春	夫	君
48番	塩	澤	昭	男	君	49番	福	田	幸	治	君
50番	Щ	本	幸	治	君	51番	益	子	昌	寿	君
52番	礒		紀	則	君	53番	斎	藤	和	夫	君
5 4番	大	島		昇	君	55番	武	隈	_	郎	君
56番	松	原		勇	君	57番	生 田	目	孝	志	君
58番	渡	邉		穰	君	59番	菊	地	弘	明	君
60番	長	浜	昭	_	君	6 1 番	君	島	幸	三	君

不応招議員(なし)

地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

<u></u>	1 11 14 14 1	1 2 1 /	(V) / / / / /	して土	- С Щ/	11 6 2/	1010101	WT0-11						
	市職務執	長 行者	平	Щ	喜	助	君	収 入 後職務代理者	² 久	. 保 ź	井		章	君
	教 育	長	渡	邊	民	彦	君	企画部具	長 松	-	下		昇	君
	総合政策	室長	山	田		勉	君	企画情報課長	長 高	,		昭	夫	君
	総務部	3 長	佐	藤	邦	昭	君	総務部次長	ē 君		島		寛	君
	総務調	長	平	Щ	照	夫	君	財政課長	曼 松	. 7	本	睦	男	君
	生活環境	部長	相	馬		力	君	生活環境調惠 班 - 長	整 高	1		富	男	君
	(黒)環境	課長	常	盤		實	君	(西)生活環境 課		ţ	家	定	雄	君
	(塩)生活 課	環境 長	君	島		淳	君	市民福祉部長	€ 田	ì	刀		茂	君
	福祉事務	所長	大 田	原		稔	君	市民福祉調惠 班	隆 向	ŧ	井		明	君
	(黒)高齢 課	福祉 長	薄	井		亀	君	(西)保健課長	長 塩	. 1		章	雄	君
	(塩)福祉	課長	笹	沼	敏	孝	君	産業観光部長	麦 田	f	J.		仁	君
	産業観光 班	調整 長	臼	井	好	明	君	(黒)商工観光 課	ピ 妻 菊	<u> </u>	也 .		男	君
	(西)農務	課長	Ш	上		政	君	(塩)観光課長		ì	也	則	男	君
	建設部	3 長	君	島	富	夫	君	建設部次長業建設調整班長		, L	Ц ;	栄	<u></u>	君
	(黒)都市 課	計画 長	枝		幸	夫	君	(西)道路課長	麦 江	. i	車		彰	君
	(塩)建設	課長	志	田	孝	夫	君	水道部長	長 君			良	_	君
	(黒)水道	課長	金	沢	郁	夫	君	教育部县	美 千	本。	木 :	武	則	君
	教育総務	課長	田	代	哲	夫	君	選管・監査・ 固定資産評価 事 務 局 長	五 織	: F	∄ :	哲	徳	君
	農業委」		八	木	源	_	君	黒磯支所長	ē 泉	: 1	谷		暁	君
	西 那 須支 所	野長	田	口		勇	君	塩原支所長	長 櫻	Ī)	定	男	君

本会議に出席した事務局職員

議事調査係

高 塩 浩

議会事務局長 渡 部 議事課長 斉 藤 正 夫 義 美 庶務係長 博 石 井 議事調査係長 斉 藤 兼 次 雄 議事調査係 石 塚 昌 章 議事調査係 渡 邉 静

幸

議案審議結果一覧表

議案	番 号	件名	提	出	者	結		果
選挙第	1号	議長選挙について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			臨	時 議	長	決		定
選挙第	2号	副議長選挙について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		長	決		定
発議第	1号	那須塩原市議会会議規則の制定について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		員	可		決
発議第	2号	那須塩原市議会委員会条例の制定について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		員	可		決
発議第	3号	那須塩原市議会事務局条例の制定について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		員	可		決
発議第	4号	那須塩原市議会傍聴規則の制定について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		員	可		決
発議第	5号	那須塩原市長の専決処分事項の指定について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		員	可		決
発議第	6号	常任委員会委員の選任について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		長	決		定
議報第	1号	常任委員会委員長及び副委員長の報告について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		長	報		告
発議第	7号	議会運営委員会委員の選任について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		長	決		定
議報第	2号	議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		長	報		告
発議第	8号	議会だより編集特別委員会の設置について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		員	可		決
発議第	9号	国会等移転に関する特別委員会の設置について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		員	可		決
発議第	10号	那須塩原市農業委員会委員の推薦について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		長	決		定
選挙第	3号	那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
			議		長	決		定

議案	番号	件名	提出者	結	果
選挙第	4号	大田原地区広域消防組合議会議員の選挙について	17. 1.12	17. 1.	1 2
			議長	決	定
選挙第	5号	黒磯那須公設地方卸売市場事務組合議会議員の選挙	17. 1.12	17. 1.	1 2
		について	議長	決	定
選挙第	6 号	黒磯那須共同火葬場組合議会議員の選挙について	17. 1.12	17. 1.	1 2
			議長	決	定
選挙第	7号	黒磯那須消防組合議会議員の選挙について	17. 1.12	17. 1.	1 2
			議 長	決	定
承認第	1号	専決処分の承認を求めることについて	17. 1.12	17. 1.	1 2
		(那須塩原市役所の位置を定める条例ほか201	市長職務執行者	承	認
		件)			
承認第	2号	専決処分の承認を求めることについて	17. 1.12	17. 1.	1 2
		(平成16年度那須塩原市一般会計暫定予算ほか1	市長職務執行者	承	認
		6件)			
承認第	3号	専決処分の承認を求めることについて	17. 1.12	17. 1.	1 2
		(那須塩原市指定金融機関の指定)	市長職務執行者	承	認
承認第	4号	専決処分の承認を求めることについて	17. 1.12	17. 1.	1 2
		(那須塩原市と栃木県との間の公平委員会の事務の	市長職務執行者	承	認
		委託)			
承認第	5号	専決処分の承認を求めることについて	17. 1.12	17. 1.	1 2
		(下水道資源化工場の建設及び維持管理に関する事	市長職務執行者	承	認
		務の委託)			
議案第	1号	佐野市、田沼町及び葛生町を廃し、その区域をもっ	17. 1.12	17. 1.	1 2
		て佐野市を設置することに伴う栃木県市町村職員退	市長職務執行者	可	決
		職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び			
		規約の変更について			
議案第	2号	氏家町及び喜連川町を廃し、その区域をもってさく	17. 1.12	17. 1.	1 2
		ら市を設置することに伴う栃木県市町村職員退職手	市長職務執行者	可	決
		当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約			
		の変更について			
議案第	3号	田沼町及び葛生町の脱退に伴う栃木県自治会館管理	17. 1.12	17. 1.	1 2
		組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の	市長職務執行者	可	決
		変更について			

議案番号	件名	提	出	者	結		果
議案第 4号	市道路線の認定について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
		市長	職務執	行者	可		決
発議第11号	議会だより編集特別委員会委員の選任について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
		議		長	決		定
発議第12号	国会等移転に関する特別委員会委員の選任について	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
		議		長	決		定
議報第 3号	議会だより編集特別委員会委員長及び副委員長の報	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
	告について	議		長	報		告
議報第 4号	国会等移転に関する特別委員会委員長及び副委員長	17.	1.	1 2	17.	1.	1 2
	の報告について	議		長	報		告

平成17年第1回那須塩原市議会臨時会

議事日程(第1号)

平成17年1月12日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 選挙第 1号 議長選挙について

(選挙)

- 日程第 3 議席の指定について
- 日程第 4 会議録署名議員の指名について
- 日程第 5 会期の決定について
- 日程第 6 選挙第 2号 副議長選挙について

(選挙)

- 日程第 7 発議第 1号 那須塩原市議会会議規則の制定について (質疑、討論、採決)
- 日程第 8 発議第 2号 那須塩原市議会委員会条例の制定について (質疑、討論、採決)
- 日程第 9 発議第 3号 那須塩原市議会事務局条例の制定について (質疑、討論、採決)
- 日程第10 発議第 4号 那須塩原市議会傍聴規則の制定について (質疑、討論、採決)
- 日程第11 発議第 5号 那須塩原市長の専決処分事項の指定について (質疑、討論、採決)
- 日程第12 発議第 6号 常任委員会委員の選任について (選任)
- 日程第13 議報第 1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告について (報告)
- 日程第14 発議第 7号 議会運営委員会委員の選任について (選任)
- 日程第15 議報第 2号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告について (報告)
- 日程第16 発議第 8号 議会だより編集特別委員会の設置について (提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第17 発議第 9号 国会等移転に関する特別委員会の設置について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第18 発議第10号 那須塩原市農業委員会委員の推薦について (採決)

日程第19 選挙第 3号 那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙について (選挙)

日程第20 選挙第 4号 大田原地区広域消防組合議会議員の選挙について (選挙)

日程第21 選挙第 5号 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合議会議員の選挙について (選挙)

日程第22 選挙第 6号 黒磯那須共同火葬場組合議会議員の選挙について (選挙)

日程第23 選挙第 7号 黒磯那須消防組合議会議員の選挙について (選挙)

日程第24 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市役所の位置を定める条例ほか 201件〕

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第25 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて〔平成16年度那須塩原市一般会計暫定予算 ほか16件〕

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第26 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市指定金融機関の指定〕 (提案説明、質疑、討論、採決)

日程第27 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市と栃木県との間の公平委員会の 事務の委託〕

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第28 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて〔下水道資源化工場の建設及び維持管理に関する事務の委託〕

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第29 議案第 1号 佐野市、田沼町及び葛生町を廃し、その区域をもって佐野市を設置することに伴う 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更 について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第30 議案第 2号 氏家町及び喜連川町を廃し、その区域をもってさくら市を設置することに伴う栃木 県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につ いて

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第31 議案第 3号 田沼町及び葛生町の脱退に伴う栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び規約の変更について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第32 議案第 4号 市道路線の認定について

(提案説明、質疑、討論、採決)

追加(第1号)

日程第 1 発議第11号 議会だより編集特別委員会委員の選任について

(選任)

日程第 2 発議第12号 国会等移転に関する特別委員会委員の選任について

(選任)

日程第 3 議報第 3号 議会だより編集特別委員会委員長及び副委員長の報告について

(報告)

日程第 4 議報第 4号 国会等移転に関する特別委員会委員長及び副委員長の報告について

(報告)

追加(第2号)

日程第 1 閉会中の継続審査申し出について

(承認)

出席議員(60名)

- TT		m=		,	<u>.</u>	<u> </u>		E.		,	
1番	玉	野		宏	君	2番	大	林		實	君
3番	松	村	宣	夫	君	4番	相	馬	義	→	君
5番	田	中		恂	君	6番	中	村	芳	隆	君
7番	Щ	本	はる	5 V	君	8番	印	南	_	子	君
9番	臼	井	元	夫	君	10番	藤	田	政	徳	君
12番	伊	藤	甲	三	君	13番	亀	田	哲	男	君
14番	室		正	倫	君	15番	田	代	芳	寛	君
16番	長谷	部	幹	男	君	17番	植	木	弘	行	君
18番	植	竹	伸	_	君	19番	臼	井	_	巳	君
20番	五味	き渕		薫	君	21番	平	Щ		英	君
22番	笠	間		厚	君	23番	君	島	行	雄	君
24番	水	戸		滋	君	25番	江	連	比占	出市	君
26番	関	谷	暢	之	君	27番	室	井	俊	吾	君
28番	平	Щ	啓	子	君	29番	木	下	幸	英	君
30番	鈴	木	_	美	君	31番	太	田	久美	美 子	君
32番	小	出	孝	$\vec{-}$	君	33番	岡	本	栄	次	君
34番	齌	藤	寿	_	君	35番	吉	成	伸	_	君
36番	東	泉	富士	上 夫	君	37番	君	島	_	郎	君
38番	石	Ш	英	男	君	39番	木	村	清	次	君
40番	古	Щ		正	君	41番	金	子	哲	也	君
42番	若	松	東	征	君	43番	高	久	武	男	君
44番	相	馬		司	君	45番	人	見	菊	_	君
46番	早乙	女	順	子	君	47番	相	馬	春	夫	君
48番	塩	澤	昭	男	君	49番	福	田	幸	治	君
50番	Щ	本	幸	治	君	51番	益	子	昌	寿	君
5 2番	礒		紀	則	君	53番	斎	藤	和	夫	君
5 4番	大	島		昇	君	55番	武	隈	_	郎	君
56番	松	原		勇	君	57番	生 田	目	孝	志	君
58番	渡	邉		穰	君	5 9番	菊	地	弘	明	君
60番	長	浜	昭	_	君	6 1 番	君	島	幸	三	君

欠席議員(1名)

11番 田中三郎君

説明のために出席した者の職氏名

٠,	100100010	Щлії Ст	D A > 46	MTC-D										
	市職務執	長 行 者	平	Щ	喜	助	君	収 入 往職務代理	役 者	久 保	井		章	君
	教 育	長	渡	邊	民	彦	君	企画部	長	松	下		昇	君
	総合政策	室長	Щ	田		勉	君	企画情報課	長 i	高	藤	昭	夫	君
	総務音	羽 長	佐	藤	邦	昭	君	総務部次	長	君	島		寛	君
	総務談	果 長	平	Щ	照	夫	君	財政課	長	松	本	睦	男	君
	生活環境	部長	相	馬		力	君		長 '	高	塩	富	男	君
	(黒)環境		常	盤		實	君	(西)生活環境課	境 長	手	塚	定	雄	君
	(塩)生活 課	環境 長	君	島		淳	君	市民福祉部分	長	田	辺		茂	君
	福祉事務	所長	大 田	原		稔	君	市民福祉調整	整 長	白	井		明	君
	(黒)高齢 課	福祉 長	薄	井		亀	君	(西)保健課	長	塩	谷	章	雄	君
	(塩)福祉	:課長	笹	沼	敏	孝	君	産業観光部力	長	田	代		仁	君
	産業観光 班	:調整 長	臼	井	好	明	君	(黒)商工観力 課	光 長	菊	地	<u></u>	男	君
	(西)農務	課長	Ш	上		政	君	(塩)観光課	長	小	池	則	男	君
	建設部	羽 長	君	島	富	夫	君	建設部次長		亀	Щ	栄	_	君
	(黒)都市 課	`計画 長	枝		幸	夫	君	(西)道路課員	長	江	連		彰	君
	(塩)建設	課長	志	田	孝	夫	君	水道部	長	君	島	良	_	君
	(黒)水道	課長	金	沢	郁	夫	君	教育部	長 ·	千 本	木	武	則	君
	教育総務	課長	田	代	哲	夫	君	選管・監査 固定資産評 事 務 局		織	田	哲	徳	君
	農業委事務局		八	木	源	_	君	黒磯支所	長 ;	泉	谷		暁	君
	西 那 刻 支 所	頁 野 長	田	П		勇	君	塩原支所	長	嬰	岡	定	男	君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 議事課長 渡 部 美 斉 藤 正 夫 義 藤 庶務係長 石 井 博 議事調査係長 斉 兼 次 議事調査係 議事調査係 渡 邉 雄 石 塚 昌 章 静 議事調査係 高 塩 浩 幸

開会 午前10時00分

○議会事務局長(渡部義美君) おはようございます。

議長が決まるまでの間、議会事務局長事務取扱 を命じられました渡部と申します。よろしくお願 い申し上げます。

本臨時会は那須塩原市発足後、最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で塩澤昭男議員が最年長の議員で ありますので、ご紹介申し上げます。

塩澤昭男議員、議長席にご着席お願い申し上げ ます。

○臨時議長(塩澤昭男君) ごあいさつを申し上げます。

ただいま事務局長からご紹介を受けました塩澤 昭男であります。

事務局長がご説明されましたように地方自治法 第107条の規定に基づきまして、私が臨時の議長 の職務を行います。議員各位には特段のご協力を いただきまして無事この職務を果たしたいと考え ております。どうぞ各位の特段のご支援を賜りま すようお願い申し上げまして、ごあいさつといた します。よろしくお願いいたします。

◎市長職務執行者あいさつ

○臨時議長(塩澤昭男君) 市長職務執行者のあい さつがあります。

市長職務執行者。

〔市長職務執行者 平山喜助君登壇〕

〇市長職務執行者(平山喜助君) おはようござい

ます。また、新年明けましておめでとうございます。

那須塩原市長職務執行者の平山でございます。 新しい年の初めにおいて那須塩原市の誕生ととも に、新市の議員各位におかれましては、健やかに 新春をお迎えのこととお喜びを申し上げます。

ここに平成17年第1回那須塩原市議会臨時会の 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げ ます。

平成の大合併で誕生いたします新市として、県内第1号となりました那須塩原市が誕生して12日目となります本日、議員各位には新年早々何かとお忙しい中、ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、平成17年は、文字どおり人と自然が触れ合う安らぎのまち那須塩原の土台づくりの年となります。黒磯、西那須野、塩原、この3つの地域の特性を生かしつつ11万市民の負託にこたえるよう速やかな一体性の確立、均衡ある発展を目指して新市建設計画を市政の運営指針ととらえ、将来に向けて大きく飛躍をするためのまちづくりを進めていこうという決意を新たにしているところであります。

既に1月1日からは那須塩原市の行政事務は執行いたしておりますが、まちづくりの基本方向は自然と共生をするまちづくり、新市のステップアップを支える社会基盤づくり、快適な生活空間づくり、健やかに安心して暮らせる社会づくり、豊かな文化をはぐくむまちづくり、活力を創出する産業環境づくり、交流と協働のまちづくりを進めてまいりますので、那須塩原市の行財政の運営に当たりましては、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げるものであります。

さて、本日開会いただきました臨時会にご提案 を申し上げます議案は、那須塩原市における行政 事務執行の基本となります条例、さらには暫定予算等について、1月1日に市長職務執行者として専決処分をさせていただきました。これらに伴います専決処分の承認を求める案件が5件、さらに新佐野市、さくら市の設置に伴います一部事務組合の規約変更の案件が3件、そのほか市道道路の認定について1件、合計9件であります。

内容につきましては、この後の提案説明の中で 詳細を申し上げますが、新市の行政執行上、いず れも重要な案件でございますので、よろしくご審 議の上、原案のとおりご決定くださいますようお 願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく お願いを申し上げます。

〇臨時議長(塩澤昭男君) 市長職務執行者のあい さつが終わりました。

◎議員・部課長の紹介

〇臨時議長(塩澤昭男君) ここで議員と教育長、 及び部課長の紹介を行いたいと思います。

まず、各議員を議会事務局長から紹介させます。 [各議員の紹介]

- ○臨時議長(塩澤昭男君) 次に、教育長、自己紹介をお願いいたします。
- ○教育長(渡邊民彦君) 新市の教育長を拝命しま した渡邊民彦と申します。どうぞよろしくお願い いたします。
- ○臨時議長(塩澤昭男君) 次に、総務部長から部 課長の紹介をお願いいたします。

[部課長の紹介]

○臨時議長(塩澤昭男君) 以上で紹介が終わりま した。

◎議案の訂正

○臨時議長(塩澤昭男君) ここで総務部長の発言 を許します。

総務部長。

○総務部長(佐藤邦昭君) 大変申しわけございませんけれども、開会前に議案書並びに条例集のご訂正をお願いしたいと思います。

議員の皆様方に配付をしております平成17年第 1回那須塩原市議会臨時会議案並びに那須塩原市 条例集の中の記載に誤りがございました。これに つきましては、既に正誤表をお配りをしておりま すので、この正誤表によりまして該当箇所の確認 とご訂正をお願いしたいと思います。

なお、正誤表の最後にございます那須塩原市条例集の444ページの訂正につきまして「高校生・大学生200円150円」を「中学生・小学生100円50円」に訂正するというような記載になっておりますが、正しくは「高校生・大学生200円150円」、その次の欄に「中学生・小学生100円50円を加える」このような内容に訂正するものでございます。

説明の表記が不足いたしまして大変申しわけご ざいませんでしたが、つけ加えていただきますよ うよろしくお願い申し上げます。

訂正につきましては以上でございます。大変申 しわけございませんでした。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長(塩澤昭男君) それでは、ただいまより平成17年第1回那須塩原市議会臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は60名であります。

田中三郎君より欠席する	ら旨の届け出があります。
^	
◎議事日程の報告	
)臨時議長(塩澤昭男君)	本日の議事日程はお手

○臨時議長(塩澤昭男君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○臨時議長(塩澤昭男君) お諮りいたします。

議事の進行については、那須塩原市議会会議規 則がまだ交付されておりませんので、この後提案 される発議第1号 那須塩原市議会会議規則案に 準じて進行したいと思いますが、これにご異議あ りませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○臨時議長(塩澤昭男君) ご異議なしと認めます。 よって、那須塩原市議会会議規則案に準じて進 行することにいたします。



◎仮議席の指定

○臨時議長(塩澤昭男君) 日程第1、仮議席の指 定についてを議題といたします。

仮議席は、ただいま着席をしている議席を仮議 席に指定いたします。



◎選挙第1号

〇臨時議長(塩澤昭男君)次に、日程第2、選挙第1号議長選挙について。

これより議長選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法が よいかお諮りをいたします。

[「無記名投票」と言う人あり]

○臨時議長(塩澤昭男君) ただいま無記名投票の 発言がありましたので、投票によることでご異議 ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○臨時議長(塩澤昭男君) ご異議なしと認めます。 よって、投票によることと決しました。 議場を閉鎖させます。

「議場閉鎖〕

〇臨時議長(塩澤昭男君) ただいまの出席議員は 60名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

〇臨時議長(塩澤昭男君) 投票用紙の配付漏れは ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長(塩澤昭男君) 配付漏れはなしと認め ます。

次に、投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長(塩澤昭男君) 異状なしと認めます。 念のために申し上げます。投票は単記無記名で あります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、 1番の議員より順に投票願います。

〔投 票〕

○臨時議長(塩澤昭男君) 投票漏れはありません か。

[「なし」と言う人あり]

○臨時議長(塩澤昭男君) 投票漏れはないものと 認めます。

投票を終了いたします。 議場の閉鎖を解きます。 [議場開鎖]

○臨時議長(塩澤昭男君) 直ちに開票を行います。 開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定に より立会人2名を指名いたします。

立会人に、1番、玉野宏君と2番、大林實君を 指名いたします。

立会人は、開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

○臨時議長(塩澤昭男君) 選挙の結果を報告いた します。

投票総数60票、これは出席議員数に符合しております。このうち有効投票が60票、無効投票がゼロ票であります。

有効投票中、人見菊一君が37票、古山正君が22票、礒紀則君が1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は15票であります。

よって、人見菊一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました人見菊一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知します。

議長に当選されました人見菊一君、登壇の上、 あいさつをお願いいたします。

[45番 人見菊一君登壇]

〇45番(人見菊一君) 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは議長選挙におきまして不肖私議長に 選任をいただきました。誠にありがたく身に余る 光栄と存じております。

私は浅学非才でございますけれども、那須塩原 市発展のため誠心誠意努力していきたいと、その ように考えております。

平成の大合併ということで那須塩原市が栃木県 内において第1号としてスタートをしたわけでご ざいます。この成果につきましては議員各位の努 カ、さらには執行者、市民の温かいご支援のたま ものと私は感激をしているところでございます。

そういう中で、議会運営につきましては、公平 公正の中で市民の目線に立った議会運営、そして 一地域にこだわらず大所高所から全体を満遍なく 見渡し、議会としての責務、このことについては それぞれの議員各位の努力、そして執行者と一体 となった那須塩原市発展のために努力をしていき たい。そして、さらには議会運営につきましても、 議員各位の特段のご協力、ご指導を賜りますよう 心からお願いを申し上げ、簡単ではございますけ れども、就任のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇臨時議長(塩澤昭男君) 議長のあいさつが終わりました。

それでは、議長が決定をしましたので、議長職 を交代いたします。

ご協力誠にありがとうございました。 ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○議長(人見菊一君) 休憩前に引き続き会議を再 開いたします。

◎議席の指定

○議長(人見菊一君) 日程第3、議席の指定について。

議席は、会議規則第4条の規定に基づき、議長 において指定いたします。

議席については、現在着席している仮議席を議

席といたします。

議席番号を確認するため、事務局長に朗読をさ せます。

局長。

○議会事務局長(渡部義美君) 朗読いたします。

議席番号1番、玉野宏議員、2番、大林實議員、 〇議長(人見菊一君) 次に、日程第4、会議録署 3番、松村宣夫議員、4番、相馬義一議員、5番、 田中恂議員、6番、中村芳隆議員、7番、山本は るひ議員、8番、印南一子議員、9番、臼井元夫 議員、10番、藤田政徳議員、11番、田中三郎議員、 12番、伊藤甲三議員、13番、亀田哲男議員、14番、 室正倫議員、15番、田代芳寛議員、16番、長谷部 幹男議員、17番、植木弘行議員、18番、植竹伸一 議員、19番、臼井一巳議員、20番、五味渕薫議員、 21番、平山英議員、22番、笠間厚議員、23番、君 島行雄議員、24番、水戸滋議員、25番、江連比出 市議員、26番、関谷暢之議員、27番、室井俊吾議 員、28番、平山啓子議員、29番、木下幸英議員、 〇議長(人見菊一君) 次に、日程第5、会期の決 30番、鈴木一美議員、31番、太田久美子議員、32 番、小出孝二議員、33番、岡本栄次議員、34番、 齋藤寿一議員、35番、吉成伸一議員、36番、東泉 富士夫議員、37番、君島一郎議員、38番、石川英 男議員、39番、木村清次議員、40番、古山正議員、 41番、金子哲也議員、42番、若松東征議員、43番、 高久武男議員、44番、相馬司議員、45番、人見菊 〇議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 一議員、46番、早乙女順子議員、47番、相馬春夫 議員、48番、塩澤昭男議員、49番、福田幸治議員、 50番、山本幸治議員、51番、益子昌寿議員、52番、 礒紀則議員、53番、斎藤和夫議員、54番、大島昇 議員、55番、武隈一郎議員、56番、松原勇議員、 57番、生田目孝志議員、58番、渡邉穰議員、59番、 菊地弘明議員、60番、長浜昭一議員、61番、君島 幸三議員。

以上です。

○議長(人見菊一君) ただいま朗読したとおり議

席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によ り議長において指名いたします。

会議録署名議員に

1番 玉 野 宏 君 2番 大 林 實 君 を指名いたします。

◎会期の決定

定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日から1月13日までの2 日間といたしたいと思いますが、ご異議ございま せんか。

[「異議なし」と言う人あり]

よって、本臨時会の会期は本日から1月13日ま での2日間と決しました。

◎選挙第2号

〇議長(人見菊一君) 次に、日程第6、選挙第2 号 副議長選挙について。

これより副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法が よいかお諮りいたします。

[「無記名投票」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 無記名投票との声がございました。

投票によることでご異議ございませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、投票によることに決しました。 議場を閉鎖させます。

「議場閉鎖〕

○議長(人見菊一君) ただいまの出席議員は60名
であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長(人見菊一君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 配付漏れなしと認めます。
次に、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長(人見菊一君) 異状なしと認めます。 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、 1番の議員より順に投票願います。

〔投票〕

- ○議長(人見菊一君) 投票漏れはありませんか。
 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(人見菊一君) 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長(人見菊一君) 直ちに開票を行います。
開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定に

より立会人2名を指名いたします。

立会人に、3番、松村宣夫君と4番、相馬義一 君を指名いたします。

立会人は、開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長(人見菊一君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数60票、これは出席議員数に符合しております。このうち有効投票数が56票、無効が4票です。有効投票中、礒紀則君が42票、武隈一郎君が14票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票は14票であり、よって、礒 紀則君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました礒紀則君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

副議長に当選されました礒紀則君、登壇の上、 あいさつを願います。

[52番 礒 紀則君登壇]

○52番(礒 紀則君) このたび図らずもとは言いたいのですが、図って労を策して副議長になりました礒紀則です。よろしくお願いします。

私、浅学非才でありますが、新那須塩原市のため人見議長を支え努力、粉骨砕身議会活動に専念したいと思います。よろしくお願いします。

大変失礼しました。

O議長(人見菊一君) 副議長のあいさつが終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長(人見菊一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

		>	
--	--	---	--

○議長(人見菊一君) お諮りいたします。

本臨時会における議案上程の際、議案朗読は省 略いたしたいと思いますが、これにご異議ござい ませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議ありませんので、本 臨時会における議案上程の際、議案朗読は省略い たします。

	♦
--	---

◎発議第1号の上程、質疑、討論、 採決

○議長(人見菊一君) 日程第7、発議第1号 那 須塩原市議会会議規則の制定についてを議題とい たします。

本件は、地方自治法第120条の規定に基づき那 須塩原市議会の議会の運営に関する手続及び議会 内部の規則等を定めるものであります。

本件に対する質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 質疑がないようですので、 質疑を終了することでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 討論がないようですので、 討論を終結することでご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第1号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。

◎発議第2号の上程、質疑、討論、 採決

○議長(人見菊一君) 次に、日程第8、発議第2 号 那須塩原市議会委員会条例の制定についてを 議題といたします。

本件は、地方自治法第109条の第1項、第109条の2第1項及び第110条第1項の規定に基づき那 須塩原市議会の委員会の組織及び運営に関する事 項を定めるものについてであります。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 質疑がないようですので、 質疑を終了することでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 討論がないようですので、 討論を終結することでご異議ございませんか。 [「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、討論を終結いたします。 これより採決いたします。

発議第2号については、原案のとおり決するこ

とにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。

◎発議第3号の上程、質疑、討論、 採決

○議長(人見菊一君) 次に、日程第9、発議第3号 那須塩原市議会事務局条例の制定についてを 議題といたします。

本案は、地方自治法第138条第2項の規定に基づき那須塩原市議会の庶務的事務の処理等のため 議会事務局を設置するものであります。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

- ○議長(人見菊一君) 質疑がないようですので、 質疑を終了することでご異議ございませんか。 [「異議なし」と言う人あり]
- ○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(人見菊一君) 討論がないようですので、 討論を終結することでご異議ございませんか。〔「異議なし」と言う人あり〕
- ○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、討論を終結いたします。 これより採決いたします。

発議第3号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。

◎発議第4号の上程、質疑、討論、 採決

○議長(人見菊一君) 次に、日程第10、発議第4 号 那須塩原市議会傍聴規則の制定についてを議 題といたします。

本件は、地方自治法第130条第3項の規定に基づき那須塩原市議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものであります。

本件について質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 質疑がないようですので、 質疑を終了することでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、質疑を終結し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(人見菊一君) 討論がないようですので、討論を終結することでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、討論を終結いたします。 これより採決いたします。

発議第4号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。

●発議第5号の上程、質疑、討論、 採決

○議長(人見菊一君) 次に、日程第11、発議第5

号 那須塩原市長の専決処分事項の指定について を議題といたします。

本件は、地方自治法第180条の規定に基づき那 須塩原市長の専決処分事項を指定するものであり ます。

本件に対する質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 質疑がないようですので、 質疑を終了することでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。 [「なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 討論がないようですので、 討論を終結することでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第5号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。

◎発議第6号の上程、選任

○議長(人見菊一君) 次に、日程第12、発議第6 号 常任委員会委員の選任についてを議題といた します。

常任委員会委員の選任については、那須塩原市 議会委員会条例第7条第1項の規定により議長が 会議に諮って指名することになっております。規 定に従って指名を行います。 事務局長より朗読をさせます。 事務局長。

○議会事務局長(渡部義美君) 朗読いたします。
総務教育常任委員、5番、田中恂議員、7番、山本はるひ議員、16番、長谷部幹男議員、17番、植木弘行議員、20番、五味渕薫議員、23番、君島行雄議員、27番、室井俊吾議員、30番、鈴木一美議員、32番、小出孝二議員、33番、岡本栄次議員、36番、東泉富士夫議員、38番、石川英男議員、44番、相馬司議員、49番、福田幸治議員、56番、松原勇議員、61番、君島幸三議員。

次に、福祉環境常任委員、1番、玉野宏議員、2番、大林實議員、8番、印南一子議員、11番、田中三郎議員、13番、亀田哲男議員、18番、植竹伸一議員、19番、臼井一巳議員、21番、平山英議員、26番、関谷暢之議員、29番、木下幸英議員、35番、吉成伸一議員、40番、古山正議員、42番、若松東征議員、45番、人見菊一議員、48番、塩澤昭男議員。

次に、産業観光常任委員、3番、松村宣夫議員、 15番、田代芳寛議員、22番、笠間厚議員、24番、 水戸滋議員、25番、江連比出市議員、28番、平山 啓子議員、34番、齋藤寿一議員、43番、高久武男 議員、47番、相馬春夫議員、53番、斎藤和夫議員、 54番、大島昇議員、57番、生田目孝志議員、58番、 渡邉穰議員、59番、菊地弘明議員、60番、長浜昭 一議員。

次に、建設水道常任委員、4番、相馬義一議員、6番、中村芳隆議員、9番、臼井元夫議員、10番、藤田政徳議員、12番、伊藤甲三議員、14番、室正倫議員、31番、太田久美子議員、37番、君島一郎議員、39番、木村清次議員、41番、金子哲也議員、46番、早乙女順子議員、50番、山本幸治議員、51番、益子昌寿議員、52番、礒紀則議員、55番、武隈一郎議員。

以上であります。

○議長(人見菊一君) ただいまの朗読のとおり各常任委員会委員を指名いたしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれ ぞれの常任委員会委員に選任することに決しまし た。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中にただいま選任されました常任委員は、 各常任委員会において正副委員長の互選について ご協議をお願いいたします。

執行者におかれましては、協議が終わりました ら連絡いたしますので、控室で休憩願います。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時44分

○議長(人見菊一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議報第1号の報告

○議長(人見菊一君) 日程第13、議報第1号 常任委員会委員長及び副委員長の報告についてを議題といたします。

各常任委員長及び副委員長については、那須塩 原市議会委員会条例第8条第2項の規定により次 のとおり互選されましたので、事務局長より朗読 をさせます。

局長。

○議会事務局長(渡部義美君) 朗読いたします。

総務教育常任委員長に松原勇議員、同副委員長に岡本栄次議員、同じく副委員長に長谷部幹男議員、福祉環境常任委員長に吉成伸一議員、同副委員長に木下幸英議員、同じく副委員長に亀田哲男議員、産業観光常任委員長に齋藤寿一議員、同じく副委員長に相馬春夫議員、同じく副委員長、水戸滋議員、建設水道常任委員長に室正倫議員、同じく副委員長に山本幸治議員、同じく副委員長に伊藤甲三議員。

以上であります。

○議長(人見菊一君) ただいまの朗読のとおり報告いたします。



◎発議第7号の上程、選任

○議長(人見菊一君) 次に、日程第14、発議第7 号 議会運営委員会委員の選任についてを議題と いたします。

議会運営委員会委員の選任については、那須塩 原市議会委員会条例第7条第1項の規定より議長 が会議に諮って指名することとなっております。 規定に従って指名を行います。

事務局長より朗読をさせます。 局長。

〇議会事務局長(渡部義美君) 朗読いたします。

4番、相馬義一議員、10番、藤田政徳議員、21番、平山英議員、25番、江連比出市議員、32番、小出孝二議員、36番、東泉富士夫議員、37番、君島一郎議員、43番、高久武男議員、48番、塩澤昭男議員、50番、山本幸治議員、54番、大島昇議員、61番、君島幸三議員。

以上であります。

○議長(人見菊一君) ただいまの朗読のとおり議会運営委員会委員を指名したいと思いますが、ご

異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した12名の諸君を議会運 営委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩をいたします。

休憩中にただいま選任されました議会運営委員 会委員は、第4委員会室において正副委員長の互 選をお願いいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 零時03分

○議長(人見菊一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議報第2号の報告

○議長(人見菊一君) 次に、日程第15、議報第2 号 議会運営委員会委員長及び副委員長の報告に ついてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長については、 那須塩原市議会委員会条例第8条第2項の規定に より次のとおり互選されましたので、報告いたし ます。

議会運営委員長、大島昇君、副委員長に平山英君。

以上のとおりであります。 ここで昼食のため休憩いたします。 午後1時再開いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時59分

○議長(人見菊一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長(人見菊一君) 日程第16、発議第8号 議会だより編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 23番、君島行雄君。

[23番 君島行雄君登壇]

○23番(君島行雄君) それでは、発議第8号 議会だより編集特別委員会の設置について、提案 のご説明を申し上げます。

これまでも3市町議会におきましては、住民に 親しまれる身近な議会を目指し、広報紙等により 議会の考えや活動内容を幅広く住民に情報提供し たところであります。多様なメディアがある中、 情報の広報性という面では新聞、テレビ等による ところもありますが、議会みずからが主体的に発 行する議会だよりは、議会の活動内容や意見を正 確に情報提供できるという特性を持っております。 その果たす役割は大きいものと考えます。

11万人規模となった那須塩原市の一体感の早期 醸成のためにも市民に正確な情報を提供し、ご理 解をいただくことが不可欠であります。

議員みずからが市民の視点に立ち、市民に親しまれる広報紙を発行するため、より一層の議会だより編集体制の充実と強化を図ろうとするものでありますので、提案の趣旨をご理解の上、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上、説明といたします。

○議長(人見菊一君) 説明が終わりました。本案に対する質疑を許します。46番、早乙女順子君。

○46番(早乙女順子君) では、発議第8号 議会だより編集特別委員会の設置について質疑いたします。

まず、議会だより編集委員会というものが議会 の中の活動であるのかどうかという位置づけをお 聞かせいただきたいというふうに思います。

それと特別委員会という性質がどういうものであるのか、なぜこの議会だより編集委員会が特別 委員会で設置しなければいけないのか、その理由をまずお聞かせください。

- 〇議長(人見菊一君) 答弁願います。
- O23番(君島行雄君) お答えを申し上げます。

今の議会の編集委員会の位置づけということで ございますが、やはり議会の広報活動というもの につきましては、議会で議員みずから広報を発行 するというような位置づけということでございま す。

また、特別委員会というふうなことでございますが、これも塩原議会、西那須野議会、これ聞きますと、やはり特別委員会と、黒磯市さんにおきましては編集委員会というふうなことでありますが、やはりこれも議員みずからが発行するということで、できれば事務局の手をかりないで、みずからが発行するというふうなことを主体にしておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(人見菊一君) 46番、早乙女順子君。
- ○46番(早乙女順子君) 私が聞きましたのは、 議会だより編集というものが、これが特別委員会 でやるものですから、特別委員会になるときは付 託案件というふうになるわけです。そのときに要 するに特別委員会に事件の付託をするということ

で特別委員会が行われると、事件に当たるのか、 案件で当たるのかどうかということを議会だより 編集という、その仕事が、実際に議会だより編集 が十分に情報を提供する。議会が市民に対して説 明責任を果たすための手段として、議会だよりが 私としては必要ないとかと言っていることではな く、そういうのが求められているし、議会だより は必要だと思うし、みずから編集するということ も構わないんです。ただ、なぜ特別委員会なのか といったときに、一つこの議会だよりという部分 のところが事件になるのか、議案になるのか、特 別委員会というものに付議される事件というもの は、必要に応じ臨時的に設置されるものであって、 その事件として成り立たなければいけないわけな んですね。そういう意味のものなのかどうかを判 断して特別委員会でこれを行うようにしたのかど うかという部分をひとつ聞きたい。

あと、何でわざわざ特別委員会に、恒常的に議 会だよりというのは発行されるわけですよね。そ れで、特別委員会で審議されたり調査されたりし たことは、一々それの結果が出たら議場で報告を 求められるわけですよね、付議案件ですから。で すから、そういうものにこの議会だより編集委員、 編集するとか発行するというものがそぐわないん ではないかと私は思うんですけれども、なぜわざ わざ特別委員会に付議する案件になるのかという 部分のところを提案をしてきたなら、そこだけを、 私は議会だよりは必要ないというふうには言って いるわけではありませんし、みずから編集するの も、それは別に間違ったことではないので、ある 意味黒磯は議会だよりは委員会でやっていない、 委員会というのは常任委員会と特別委員会と議会 運営委員会と議会では3つの委員会しかないわけ ですので、それのどこかにするということにする、 それぞれの役割があると思うんです。それがなぜ

特別委員会なのかというのを、先ほどのように議会だよりが必要だからとか住民に親しまれる情報を提供するからということではなく、なぜ特別委員会なのかという部分のところを聞かせてください。

[「議長、休憩」と言う人あり]

〇議長(人見菊一君) 休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時08分

- ○議長(人見菊一君) 会議を再開いたします。
 答弁願います。
- ○23番(君島行雄君) お答えいたします。 あくまでもこの議会活動の事務局を使わないで 自分たちの手で発行して広報するというふうなこ とになりますので、特別委員会と。

[「暫時休憩」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) それでは暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時11分

- ○議長(人見菊一君) 会議を再開いたします。 23番、君島行雄君。
- ○23番(君島行雄君) お答えを申し上げます。 この議会だよりの特別委員会につきましては、 閉会中にありましても活動を行う、これが一つ前 提にあります。また、その期間中の公務災害につ きましては補償がないというようなことでありま すので、特別委員会というようなことでございます。

以上でございます。

- 〇議長(人見菊一君) 46番、早乙女順子君。
- ○46番(早乙女順子君) 今のご答弁なんですけれども、閉会中にできるから特別委員会と、それもちょっと位置づけとしてそれだけで特別委員会を設置するということは、特別委員会はそういう性質のものではありません。

それと公務災害になるということなんですけれ ども、公務災害かどうかということですが、議会 の活動になる、議会活動であるかどうかというこ とは、公務災害になるかどうかです。

ちょうどいい判例がなかったんですけれども、 まず例えば国会議員が代理として、そこに議長を 初め議会が陳情するというものは公務災害になら ないんですね、そういう事項は。でも意見書が採 択されてその意見書を持って国に行く、同じ陳情 しに行くような形なんですけれども、このときは 公務災害になるんですね。というふうに公務災害 になるかどうかというのがその議員のきちんとし た活動である、公務であるという、要するに事件 になるものかどうか、黒磯なんかのように特別委 員会とか委員会でやっていなかったところはある 意味、ボランタリーにやっているわけなんです。 議会だよりというのは議事録の編集というのはか えって位置づけがなっていると思うんですけれど も、議会だよりというものの位置づけは、これだ け重要になっているのにもかかわらず議会だより というのは議会活動の中に位置づけがされてない んだと思うんです。

ですから、それで特別委員会というのをそうい うふうにやたらに乱用するものでも特別委員会は 公務災害のためということで、実際に問題が起き て公務災害になるような危険があるよというのは わかります。だからといって、特別委員会を設置 する意味合いのものではありません。特別委員会 は必要に応じ臨時的に設置されるもの、付託された事件が議会で審議されている間に限り存続する。 したがって、付託事件の審査の結果が本会議にも報告されるわけです。そういうものと議会だより というのはそぐわないんです。

ですから、私は議会だよりをみずから編集するとか発行するということがいけないとは言っていません。それはもうそういうものが必要とされている。そういうものがちゃんと位置づけになっていないということが問題なんですけれども、だからといって、位置づけがなっていないからといって特別委員会にするというのは私はおかしいというふうに思います。

本当に公務災害のために特別委員会を設置する というのが理由なんでしょうか。それが理由にで きる、そういうふうにお思いになってさっきご答 弁をなされたかどうか、それ1点を聞かせてくだ さい。

- ○議長(人見菊一君) 君島行雄君。
- 〇23番(君島行雄君) ご答弁申し上げますが、 先ほど申したとおりでございます。
- 〇議長(人見菊一君)ほかにございませんか。[「なし」と言う人あり]
- ○議長(人見菊一君) ほかにないようですので、 質疑を打ち切ることでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、質疑を終了いたし、討論を許します。 46番、早乙女順子君。

[46番 早乙女順子君登壇]

〇46番(早乙女順子君) では、発議第8号 議会だより編集特別委員会の設置について反対討論いたします。

先ほど質疑でも言いましたように、もともと議 会だより編集は議会の正規の議会活動と位置づけ されていなかったと思われます。だから議会の3 つの委員会、常任委員会と議会運営委員会、特別 委員会のどの委員会にもしっくりこないのはその せいです。ですから、旧黒磯市のように編集は議 員によるボランタリーな活動として行っていたと ころもあるんだと思います。

しかし、今日、議会が市民に対して説明責任を 果たそうとすると、議会だよりの発行は不可欠と なっています。そういったことを考えますと、議 会だよりの発行をいつまでもボランタリーな活動 のまま置くのではなく、議会の活動として位置づ けることが必要となるのではないでしょうか。

そこで、どこの委員会で議会だよりの編集、発 行したらいいかを私なりに考えてみました。

常任委員会は常設の組織であり、事件、案件の付託の有無にかかわらず常任委員会設置条例が廃止されない限り存続します。常任委員会でいいのではというふうに私は思います。議会だよりの予算が組まれる、議会費がされる総務常任委員会の活動と位置づけるのが今のところは一番妥当なのだと思われます。

特別委員会は必要に応じ臨時的に設置されるもので、付託された議案が議会で審議されている間に限り存続するものです。したがって、付託案件の審査の結果が本会議に報告され、審査を終える等何らかの決着を見た場合、特別委員会はその時点で消滅するものです。ですから、議会だより編集、発行が市議会に関し必要な事項を市民に周知するためとの理由では付託案件とは私はならないと思います。

もちろん本会議に報告されるような審査の結果 が議会だより編集委員会にあるわけではありませ ん。審査を終える等何らかの決着を見ることのな いのでは、期限は実際にはついてきません。ずっ と継続して発行しているものですから、臨時的で なく常設的です。

以上のことから判断して、議会だより編集発行は特別委員会にはなじみません。特別委員会は議決により付議された事件について審査、調査する権能が与えられているのです。議員の公務災害の対応のためとの理由で特別委員会を使うのは、特別委員会の運用としては不適切です。

よって、議会だより編集特別委員会の設置には 反対です。

- ○議長(人見菊一君) ほかにございませんか。
 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(人見菊一君) ほかにないようですので、 討論を打ち切ることでご異議ございませんか。〔「異議なし」と言う人あり〕
- ○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、討論を終結いたします。

発議第8号について原案のとおり決することに 賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

これより採決いたします。

〇議長(人見菊一君) 挙手多数。

よって、発議第8号については、原案のとおり決しました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長(人見菊一君) 次に、日程第17、発議第9号 国会等移転に関する特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 43番、高久武男君。

[43番 高久武男君登壇]

〇43番(高久武男君) 発議第9号 国会等移転

に関する特別委員会の設置についての提案の説明 を申し上げます。

政治、経済、人口などが集中する東京圏の大規模災害、さらには新潟の中越地震を想定した場合には危機管理の一環として国の中枢機関である国会等を東京圏以外に移転させることについては、国民の有識者レベルにおいてその重要性は高まっているところであります。さらに環境破壊による地球温暖化対策、交通渋滞の解消、地方経済の活性化の観点からも移転の必要性は高まっております。

しかしながら、当の国会においては平成2年の 国会決議以来しりつぼみ状態になっておりますが、 まだまだ分散移転や防災、とりわけ危機管理機能 いわゆるバックアップ機能の中枢の優先移転など も考えている一部もあるところであります。

旧黒磯市、西那須野町、塩原町の3議会においてもそれぞれ特別委員会を設置し、国会等移転を推進してきた経緯を踏まえて、那須塩原市議会においても関係機関、団体等へさらなる連携を深めながら国などの情報を収集し、今後の対応を検討する必要があることから、15名の委員をもって構成する国会等移転に関する特別委員会を設置するものであります。

議員各位におかれましては、この提案理由の趣旨を理解の上、ご賛同くださりますようにお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

- ○議長(人見菊一君) 説明が終わりました。本案に対する質疑を許します。46番、早乙女順子君。
- ○46番(早乙女順子君) では、まず発議第9号 国会等移転に関する特別委員会の設置について質 疑いたします。

まず、一つお聞きしたいのは、この特別委員会

の設置要件、要するに国会等移転に関する特別委 員会を設置するのに具体的におっしゃってくださ い。具体的にどの事項を調査する予定なのか、調 査目的と調査範囲を明確にする必要が特別委員会 の設置にはあるかと思います。調査目的と調査範 囲を具体的にお聞かせください。

また、特別委員会というのは臨時的に設置され るものです。ある程度の終了時期というものを頭 に入れて設置するものです。ただ漠然と目的を達 成するためということで設置するものでないとい うふうに私は考えます。ある程度の終了時期とい うものをどのように考えているのかも聞かせてく ださい。

- 〇議長(人見菊一君) 高久武男君。
- ○43番(高久武男君) ただいま何点か質問をい ただきました。

目的、先ほど提案理由の説明の中にありました ように、3市町で特別委員会をやってきておりま す。さらに今、国においていろいろな災害が発生 しているわけでございます。それらの観点から一 時はしりつぼみだと思いながらも、これらの災害 を視野に入れた場合には、当然国会等移転が必要 に迫られてくるのではないかと、そのような考え の立場から国、県、市町村、あと周辺市町村、そ れらと連携をとりながら、それらの災害に対応す るためにはやはり皆さんご存じのように那須地域 いわゆる福島地域、これらが国によって一番の安 全地帯であるということで、国会移転の優先順位 からすれば4位に指定されたところでございます。 それらを踏まえて、今後皆さんとともに国・県、 そういった方の情報を収集しながら、この地域の 活性化もあります。発展もあります。そういった 意味で今後当市とともにそれらをやっていきたい と、そのような意味で提案したところであります。

第2点、それらを収集する時期と申します。確

かにそれらが実現することが我々の所期の目的を 達成するわけでございますので、ぜひともそれら に向かってやっていく考えでおります。しかしな がら、国会移転もまだ遠い先になるか、災害のス マトラ沖地震でなくても、このような災害、時間、 時期、全くこれは想定できません。明日来るかも しれません。そのような中で果たしてそれらを視 野に入れた中での今後の活動を進めていきたい、 そのように考えております。

- 〇議長(人見菊一君) 46番、早乙女順子君。
- ○46番(早乙女順子君) 今の答弁を聞いていま すと、2年前に設置されました国会等移転推進特 別委員会の設置のときと内容が大して変わってい ないようなご答弁だと思います。でも国の方とし てはこのところ急激に変わっております。災害が 起きた、地震が起きたということで、バックアッ プ体制、それだけでいいのではないかというよう な論議にも入っております。このときにこの那須 野ケ原の、また福島も入れてこんな大きな広い土 地を必要とするのだろうか、要するに国会等移転 ではなくて、国会議事堂移転というふうに論議が できています。それも災害のときだけの一時的な バックアップ機能がありさえすればそれでいい、 それが終わったらまた戻ります、復興したら戻り ますというような、そんな感じに私には読み取れ るわけなんですけれども、そこでもう一度、2年 前と今の状況が違っていると。特別委員会を設置 するのにおいてその具体的な調査項目というもの を明らかにしないと特別委員会はならないと思う んです。

そのときにそういうことをきちんと目的を具体 的にこういうものを調査項目としようということ を論議した上で今回の提案になったのかどうかを 聞かせてください。

〇議長(人見菊一君) 43番、高久武男君。

○43番(高久武男君) お答え申し上げます。

提案の理由として私が提案したとおりでであります。皆さんご存じのとおり、この特別委員会が認められれば、特別委員会のメンバー15人おります。そういった方々とよく具体的な内容を煮詰めまして、皆さんにそれらの特別委員会が認められればそのような方向で指針をはっきりと明確にしながら今後運動、誘致運動に進みたいと、このように思います。

- ○議長(人見菊一君) 46番、早乙女順子君。
- ○46番(早乙女順子君) 特別委員会の設置は早いですね、そういう状況でしたら。具体的な調査を、どういうものを目的としてどういう調査をしようかというのを十分に協議した上で、特別委員会を設置するということが順当ではないでしょうか。今は特別委員会を設置する段階でないというふうに思います。

それで、調査目的とか、調査項目、明らかきちんとまだ煮詰めていない段階での設置というものは、ここが国会等移転の候補地として手を挙げているよという政治的対策の一つでしかありません。そのために特別委員会を設置するものでもないというふうに私は思うんですけれども、その点で提案者のところでは私はもっと具体的に詰めてから提案するべき、それを聞いてからでないと、この特別委員会の設置ということについては、設置を出す以前の問題だというふうに私は思うんですけれども、提案者としてはその辺どのように思いますか、そうですとは言いにくいでしょう。

- 〇議長(人見菊一君) 43番、高久武男君。
- ○43番(高久武男君) 趣旨の説明によって皆さん大きな内容を理解していただいたかと思います。 そのような意味で、早乙女議員が発言されている質問、質疑なされている意味と私たちの考えている、私の考えていることと到底まだ平行線になる

のではないかと、あとは皆さんのご理解をいただいて、この委員会が設置された暁には私の考えているような方向に詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(人見菊一君) ほかにございませんか。
 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(人見菊一君) ほかにないようですので、 質疑を打ち切ることでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。 46番、早乙女順子君。

〔46番 早乙女順子君登壇〕

○46番(早乙女順子君) では、発議第9号 国会等移転に関する特別委員会の設置について、反対討論いたします。

今年に入り衆参両院の国会等の移転に関する政 党間両院協議会は、危機管理に限定した国会移転 論議を始めるとのことです。以前は国会等移転審 議会が答申した栃木、福島と岐阜、愛知の有力候 補地を絞り込む作業を衆参両院の国会等移転特別 委員会が担っていたのですが、候補地選出国会議 員の綱引きに終わりました。候補地以外の国会議 員は、小泉首相を初め無関心でしたから、そうな るのも目に見えていました。

そこで、衆参両院の国会等移転特別委員会は、 国会・省庁などの首都機能の移転問題を衆参両院 が新たに設けた国会等の移転に関する政党間両院 協議会で論議を継続するよう要請し、結論を棚上 げする中間報告の形をとり、事実上、移転候補地 の絞り込みを断念しました。

げたを預けられたのが国会等の移転に関する政 党間両院協議会ですが、昨年末候補地の絞り込み にはほど遠い、今後は東京圏の大規模地震災害や テロに備え、国会の優先移転先やバックアップ体制を調査検討するという座長取りまとめを出してきました。この座長取りまとめを待って財務省は衆参両院議員会館の建てかえを決めたようです。 既に首相官邸も新築され、各省庁のビルも次々に新築改築がなされ、霞が関の官庁街もきれいになりました。

こうした現状を考えますと、政府も国会も本気で国会等を一括して移転させる気はないのではないかと思います。ですから、危機管理に限定した国会の優先移転とは、国会等の一括移転ではなく、国会議事堂のみの緊急避難しか考えていないと言えます。だから、既存の京都国際会議場などが緊急避難先としてバックアップ機能の候補に上がるのではないでしょうか。つまり国会等の一括移転は、現実的でないと考えた方がいいのではないでしょうか。

そして、国会議事堂のみの緊急避難なら、利便 性のある場所、施設で十分で、栃木、福島などと いう広範囲な場所でなくてもよいのです。

今までに候補地の地方議会と国会議員が我田引水の誘致活動をした結果が衆参両院の特別委員会の移転先絞り込み断念、そして今回の国会等の移転に関する政党間両院協議会の危機管理に限定した国会移転です。このような状態でこの場に及んで那須塩原市が国会等移転に関する特別委員会を設置して何ができるのでしょうか。

議会の議決により付議された事件を重点審査するために臨時的に設置されるのが特別委員会です。何か集中的に調査したい事項も先ほど明らかになりませんでした。付託案件にある栃木、福島地域への国会移転を推進するためとの表現は、調査目的というより誘致運動そのものに使う表現です。

また、市や関係機関と連携を図りながら国等からの情報を収集して対応を検討するというその表

現では、付託案件になりません。特別委員会で何を調査し、何に対して結論を出すのでしょうか。 議決機関である特別委員会は、付託された重要な事件について調査するためのものです。市や関係 団体と連携する筋合いのものではありません。設 置機関も議会対応の結果が得られるまでの間とあいまいです。

このような運用は、特別委員会の運用としては 不適切です。もう国会等の一括移転はないと考え たほうがいいと思います。ですから、国会等移転 に関する特別委員会の設置は私には無意味だと思 います。無意味なだけでなく、特別委員会として 設置する理由がありません。今まで設置していた 国会等移転推進特別委員会は、調査内容は漠然と したもので、講演会への参加、国や国会議員への 陳情程度で、報告書は事務局が作成したものだっ たのではないでしょうか。特別委員会の名称を推 進から何々に関してと変えても中身は変わってい ないようです。

また、この国会等移転に関する特別委員会は、 調査目的もなく政治的対策としているとしか思え ません。

このような運用は特別委員会の運用としては不 適切と言わねばなりません。つまり自治法第110 条の規定の乱用です。

よって、国会等移転に関する特別委員会の設置 に反対いたします。

O議長(人見菊一君)ほかにございませんか。52番、礒紀則君。

[52番 礒 紀則君登壇]

〇52番(礒 紀則君) 52番、礒です。

賛成討論をさせていただきます。

この地はいろいろな状況で国会移転の候補地の ナンバーワンになっております。よって、やはり 提出者がいろいろな指標を見て賛成したというこ とに対して私ももろ手を挙げて賛成したいと思い ます。

なお、その特別委員会の設置に関してですが、 私も以前国会等移転の特別委員会でなくて、合併 研究懇談会というふうな会長をさせていただきま した。とにかくそうすると、特別委員会を設置し ないと相手に対して視察をさせてくれと言っても 全然相手にされません。やはり特別委員会を設置 しておけば相手もいろいろな面で勉強したいと言 えば快く受けてくれると思います。

よって、私は特別委員会の設置に賛成です。 以上です。

○議長(人見菊一君) 59番、菊地弘明君。〔59番 菊地弘明君登壇〕

○59番(菊地弘明君) 特別委員会の設置につきまして、賛成討論をさせていただきます。

先ほど黒磯市におきましても国会等推進委員会の報告書、最後の報告書があったわけでございますけれども、事務局が書いたというようなお話しでありましたけれども、これは議員の総意でもって報告書が作成されるというふうに私は確信をしております。

また、この栃木、福島地域は、まだ国会においても最有力地となっているわけでございます。その検討委員会におきましても国会等でそれらがなくなったわけではございません。そういうものがある限りはやはり私ども那須塩原市の議会といたしましてもこの国会等移転につきましては、やはり検討していくことが必要であるというふうに私は思うわけでございます。

そういう意味からもこの特別委員会の設置には 賛成でございます。よろしくお願いします。

〇議長(人見菊一君)ほかにございませんか。[「なし」と言う人あり]

O議長(人見菊一君) ほかにないようですので、

討論を打ち切ることでご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第9号について原案のとおり決することに 賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(人見菊一君) 挙手多数。

よって、発議第9号については、原案のとおり決しました。

◎発議第10号の上程、採決

〇議長(人見菊一君) 次に、日程第18、発議第10号 那須塩原市農業委員会委員の推薦についてを 議題といたします。

本案について24番、水戸滋君は、地方自治法第 117条の規定に該当し除籍されますので、退席を 求めます。

[24番 水戸 滋君退席]

○議長(人見菊一君) 本件は、那須塩原市発足に伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき4名の農業委員会委員を推薦するものであります。

推薦を申し上げる方々の氏名、住所は、お手元の議案書のとおりでありますが、最近の社会情勢を踏まえ、多様な行動力のある人材の登用を図るため、2名の女性を含めて推薦するものであります。

お諮りいたします。

那須塩原市農業委員会委員には原案のとおり4 名の方々を推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり決定しました。

24番、水戸滋君の着席を許します。

[24番 水戸 滋君着席]

○議長(人見菊一君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時45分

○議長(人見菊一君) 休憩前に引き続き会議を再 開いたします。

◎日程の追加

○議長(人見菊一君) ここで日程を変更して追加 議事日程に入ります。



◎発議第11号の上程、選任

○議長(人見菊一君) 追加議事日程第1、発議第11号 議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会だより編集特別委員会委員の指名については、那須塩原市議会委員会条例第7条の規定により議長が指名することになっておりますので、規定に従って指名を行います。

事務局長より朗読をいたさせます。

○議会事務局長(渡部義美君) 朗読いたします。

1番、玉野宏議員、7番、山本はるひ議員、8 番、印南一子議員、15番、田代芳寛議員、17番、 植木弘行議員、20番、五味渕薫議員、21番、平山 英議員、26番、関谷暢之議員、28番、平山啓子議 員。

以上であります。

○議長(人見菊一君) ただいまの朗読のとおり議会だより編集特別委員会委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した9名の諸君を議会だより編集特別委員会委員に選任することに決しました。

◎発議第12号の上程、選任

○議長(人見菊一君) 次に、日程第2、発議第12 号 国会等移転に関する特別委員会委員の選任に ついてを議題といたします。

国会等移転に関する特別委員会委員の指名については、那須塩原市議会委員会条例第7条の規定により議長が指名することになっておりますので、規定に従って指名を行います。

事務局長より朗読をいたさせます。 局長。

〇議会事務局長(渡部義美君) 朗読いたします。

4番、相馬義一議員、6番、中村芳隆議員、20番、五味渕薫議員、23番、君島行雄議員、24番、水戸滋議員、29番、木下幸英議員、33番、岡本栄次議員、40番、古山正議員、41番、金子哲也議員、43番、高久武男議員、45番、人見菊一議員、49番、福田幸治議員、52番、礒紀則議員、53番、斎藤和夫議員、56番、松原勇議員。

以上であります。

○議長(人見菊一君) ただいまの朗読のとおり国会等移転に関する特別委員会委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

よって、ただいま指名した15名の諸君を国会等 移転に関する特別委員会委員に選任することに決 しました。

暫時休憩いたします。

休憩中にただいま選任されました議会だより編 集特別委員会委員は、第3委員会室において正副 委員長の互選をお願いいたします。

また、国会等移転に関する特別委員会委員は、 第4委員会室において正副委員長の互選をお願い いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時03分

○議長(人見菊一君) 再開いたします。



◎議報第3号の報告

○議長(人見菊一君) 次に、日程第3、議報第3 号 議会だより編集特別委員会委員長及び副委員 長の報告についてを議題といたします。

議会だより編集特別委員会委員長及び副委員長 については、那須塩原市議会委員会条例第8条第 2項の規定により次のとおり互選されましたので、 報告いたします。

議会だより編集特別委員会委員長に植木弘行君、 副委員長に五味渕薫君。

以上のとおりであります。



◎議報第4号の報告

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 ○議長(人見菊一君) 次に、日程第4、議報第4 号 国会等移転に関する特別委員会委員長及び副 委員長の報告についてを議題といたします。

> 国会等移転に関する特別委員会委員長及び副委 員長については、那須塩原市議会委員会条例第8 条第2項の規定により次のとおり互選されました ので、報告いたします。

国会等移転に関する特別委員会委員長に松原勇 君、副委員長に高久武男君。

以上のとおりであります。

◎選挙第3号~選挙第7号

○議長(人見菊一君) ここで本日の議事日程第1 号に戻ります。

お諮りいたします。

日程第19、選挙第3号 那須地区広域行政事務 組合議会議員の選挙についてから、日程第23、選 举第7号 黒磯那須消防組合議会議員の選挙につ いてまでの5件を一括議題といたしたいと思いま すが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第19、選挙第3号から日程第23、 選挙第7号までの5件を一括議題といたします。

この5件の選挙はいずれも那須塩原市発足に伴 い、それぞれの組合規約に基づき組合議会議員の 選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙第3号から選挙第7号までについては、 地方自治法第118条第2項の規定により指名推選 といたしたいと思いますが、ご異議ありません か。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名する ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

選挙第3号 那須地区広域行政事務組合議会議員の選挙については、次の6名を指名いたします。

23番、君島行雄君、32番、小出孝二君、33番、 岡本栄次君、40番、古山正君、44番、相馬司君、 45番、人見菊一君。

選挙第4号 大田原地区広域消防事務組合議会 議員の選挙については、次の4名を指名いたしま す。

17番、植木弘行君、22番、笠間厚君、40番、古山正君、44番、相馬司君。

選挙第5号 黒磯那須公設地方卸売市場事務組 合議会議員の選挙については、次の5名を指名い たします。

4番、相馬義一君、14番、室正倫君、43番、高 久武男君、45番、人見菊一君、58番、渡邉穰君。

選挙第6号 黒磯那須共同火葬場組合議会議員 の選挙については、次の3名を指名いたします。

27番、室井俊吾君、33番、岡本栄次君、38番、石川英男君。

選挙第7号 黒磯那須消防組合議会議員の選挙 については、次の6名を指名いたします。

3番、田中恂君、27番、室井俊吾君、30番、鈴木一美君、33番、岡本栄次君、38番、石川英男君、45番、人見菊一君。

以上、指名いたしました諸君を各組合議会議員 の選挙の当選人として決定することにご異議あり ませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙第3号から選挙第7号までについては、ただいまの指名のとおり当選人と決定いたしましたので、告知いたします。

○議長(人見菊一君) 本臨時会には市長職務執行 者から9件の議案が提出されることになっており ます。

先ほど那須塩原市議会委員会条例に基づいて議会運営委員が選出され、正副委員長が互選されましたので、休憩中に第4委員会室において議会運営委員会を開催し、これからの議案の取り扱い等について協議をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

なお、その他の議員及び執行側におかれまして は、協議が終わり次第予鈴にてお知らせいたしま すので、控室で休憩願います。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時40分

○議長(人見菊一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会の報告について

○議長(人見菊一君) ただいま休憩中に議会運営

委員会が開催されましたので、議会運営委員長の 報告を求めます。

54番、大島昇君。

〔議会運営委員長 大島 昇君登壇〕

○議会運営委員長(大島 昇君) 私は、議会運営 委員長の大島昇でございます。また、副委員長の 平山英議員とともどもよろしくお願いを申し上げ ます。

それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日と明日13日の2日間を会期として開会いた しました平成17年第1回臨時議会において提案さ れます議案の取り扱い、その他運営上必要な事項 について協議するため、先ほど第4委員会室にお いて委員全員、正副議長、市長職務執行者以下執 行部関係者出席のもと議会運営委員会を開催いた しました。

本臨時会に市長職務執行者より提出されます案件は、専決処分の承認を求めるもの5件、その他の案件4件の合計9件であります。これらの議案についてはすべて即決扱いといたします。

ほかに議員提出案件として、当議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出1件を追加議案として予定でございます。こちらについても即決扱いといたします。

議案に対する質疑は、同一議題につき1人3回まで、時間は10分以内といたします。討論は、同一議題につき賛成、反対それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

以上が議会運営委員会における審議の結果であります。

議員各位におかれましては、ご賛同の上、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(人見菊一君) 報告が終わりました。 ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑 を許します。

[「なし」と言う人あり]

O議長(人見菊一君) 質疑がないようですので、 質疑を終了することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

市長職務執行者から提出される議案及び追加で 議員提出される議案の取り扱い等については、議 会運営委員長報告のとおりとすることでご異議あ りませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、市長職務執行者提出議案及び議員提出 される議案の取り扱い等については、議会運営委 員長報告のとおりといたします。

$^{\sim}$	
 \checkmark	, —————

◎日程の追加

○議長(人見菊一君) ここで日程を変更し、追加 議事日程第2号に入ります。

|--|--|

◎閉会中の継続審査申し出につい

て

○議長(人見菊一君) 日程第1、閉会中の継続審 香申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査の申し出が提出されております。 お諮りいたします。

これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長申し出のとおり、これ を承認することに決しました。

再び本日の議事日程に戻り、議事を進めたいと 思います。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長(人見菊一君) 日程第24、承認第1号 専 決処分の承認を求めることについてを議題といた します。

本案について提案理由の説明を求めます。 市長職務執行者。

[市長職務執行者 平山喜助君登壇]

〇市長職務執行者(平山喜助君) 承認第1号 那 須塩原市役所の位置を定める条例ほか201件の条 例の専決処分の承認を求めることについて、提案 のご説明を申し上げます。

今回専決処分をいたしました案件は、那須塩原市役所の位置を定める条例など那須塩原市の発足に伴い円滑な行政運営を進める上で必要な202件の条例について、市民の権利及び利益の保護並びに権利の制限もしくは義務を課するなど空白の期間が許されない内容のものを新市の設置日であります1月1日に公布し、即時施行したものであります。

条例の制定については、那須塩原市議会の議決を経る必要がありますが、この時期に那須塩原市議会を招集する時間がとれなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

那須塩原市の例規整備に当たりましては、合併協議会における例規整備に関する協議結果に基づいておりますが、基本的には1市2町の間において対象や制限、内容の異なるものについては、市民サービスの低下を帰さないように調整を図ってまいりました。

202件の条例につきましては、その名称が別添 資料にございますが、総務部門では、那須塩原市 役所の位置を定める条例など49件、企画部門では 那須塩原市表彰条例など6件、市民福祉部門では 那須塩原市住居表示に関する条例など31件、生活 環境部門では那須塩原市消費生活センター条例な ど16件、産業観光部門では那須塩原市農業集落排 水事業特別会計条例など36件、建設部門では那須 塩原市土地区画整理事業特別会計条例など16件、 水道部門では那須塩原市簡易水道事業特別会計条 例など7件、教育委員会関連では那須塩原市奨学 資金貸与基金条例など32件、議会、選挙管理委員 会、農業委員会等ではあわせて9件、合計いたし まして202件の条例となります。既に関係いたし ます条例をまとめました条例集も配付をいたして おりますので、ごらんをいただきたいというふう に存じます。

どうぞよろしくご審議の上、ご承認くださいま すようお願いを申し上げます。

以上であります。

- ○議長(人見菊一君) 説明が終わりました。本案に対し、質疑を許します。18番、植竹伸一君。
- ○18番(植竹伸一君) 新議会で初めて発声しますので、ちょっと緊張しております。

それでは、承認1号について、特には条例43号、 47号についてかかわる質疑となります。

これは専決処分としてもう既に議決されたことになっているわけでありますけれども、これがこ

の条例として執行されるのは何月からなのか、1 月からなのか、あるいは3月の議会あたりからな のか、そういうことはないですね。新年度の4月 からなのか、その辺をちょっと確認をしたいと思 います。

- 〇議長(人見菊一君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤邦昭君) 今の条例の中での報酬 等に関する条例だと思いますけれども、これは1 月から適用となっております。

以上でございます。

- 〇議長(人見菊一君) 18番、植竹伸一君。
- ○18番(植竹伸一君) もとの旧黒磯の条例でいきますと、具体に一つ挙げれば議員報酬は月額33万5,000円でした。それが35万5,000円となっているわけですね。それぞれアップされているわけですけれども、これは旧黒磯の現状維持でいくのが市民の目線かなと私は思ったわけなんですけれども、やっぱり11万都市にふさわしいとか何か理由があって、どういう理由があって現状維持というか、黒磯に合わせるという意味ではないんですけれども、ここをアップしなくてはならなかった何か根拠なり理由なりがおありなのでしょうか。市民の目線ではちょっと合併してすぐ上げるというのは早いのではないのとかという目線もあるかと思うんですが、アップさせた理由をちょっとお聞きしたいと思います。
- 〇議長(人見菊一君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤邦昭君) 今の質疑にお答えしたいと思います。

現在の条例上はこういう金額になっております。 附則で下げているという形でございます。黒磯市 のこの条例上の金額でございます。

以上でございます。

- 〇議長(人見菊一君) 18番、植竹伸一君。
- ○18番(植竹伸一君) 条例はこのまま前からな

っているのは私もわかっているんですけれども、 これが2万円下げられて市長さんの部分も下げて やられたのは、財政的な危機から来たわけですよ ね。水害があって法人税が非常に大きく下がった ということから来て下げたわけですから、そのま ま続けても別におかしくはないわけで、これは条 例はこうなっていたんだから一気にいっちゃいな と、新市なんだからいっちゃいましょうという形 になってしまったのではないかということでちょ っと気になるわけなんですが、2万円下げた厳し い財政状況の中でやっていってほしかったなとい う思いがあるんですけれども、これは市民として も何で2万円上がったのと、議員でいえば、そう いう声がかなり聞こえているんですけれども、そ の辺は前から条例はこうなっているんですから当 然ですよという回答でよろしいのでしょうか。

- 〇議長(人見菊一君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤邦昭君) 実はこの報酬につきましては、合併協議会の中で報酬審議会を設置いたしました。その報酬審議会の委員さん方に十分ご検討願いまして、最終的には合併協議会の中で決定をした金額でございます。

以上でございます。

- ○議長(人見菊一君) ほかにございませんか。
 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(人見菊一君) ほかにないようですので、 質疑を打ち切ることで異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。 18番、植竹伸一君。

[18番 植竹伸一君登壇]

○18番(植竹伸一君) 若干読みが間違っていた かもしれないので、討論もちょっと失礼するかも しれませんが、私なりに考えたことを述べたいと 思います。

これから出てくる承認2号にもかかわるもので ありますが、例えば暫定予算の歳入の中の法人市 民税の欄を見ますと大変厳しい、旧西那須野、旧 塩原のそれはやや安定していますが、旧黒磯市は 予算額に対して予算計上額が約62%と過半数をは るかに超える数字であります。那須塩原市全体と しても約47%、およそ半分近い予算計上額です。 これは6万都市である旧黒磯の産業経済関係、こ れの厳しさを数字で示しているように読み取れま す。したがいまして、財政規模が大きくなったと はいえ、歳入への不安、財政への厳しさは払拭で きないのが新市の現状ではないでしょうか。

32名の議員体制になってから条例に合わせていく というその考えが必要ではないのか、検討すべき ではなかったのか、あえて削減とは申しませんが、 せめて旧黒磯市の報酬、三役給与の現状維持が妥 当な選択であり、市民の目線の思いではないでし ようか。

ということで、条例43号、47号の内容にかかわ る理由により承認 1 号についての反対討論といた します。

- ○議長(人見菊一君) ほかにございませんか。 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(人見菊一君) ないようですので、討論を 打ち切ることでご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号について原案のとおり承認すること に賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(人見菊一君) 举手多数。

よって、承認第1号については、原案のとおり 承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長(人見菊一君) 次に、日程第25、承認第2 号 専決処分の承認を求めることについてを議題 といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 市長職務執行者。

〔市長職務執行者 平山喜助君登壇〕

旧黒磯の財政、議員報酬のままで持っていって 〇市長職務執行者(平山喜助君) 承認第2号 平 成16年度那須塩原市一般会計暫定予算ほか16件の 暫定予算の専決処分の承認を求めることにつきま して、提案のご説明を申し上げたいと思います。

> 今回那須塩原市の発足に伴い、地方自治法施行 令の規定に基づき調整をいたしました17件の暫定 予算につきましては、合併前の1市2町の事務事 業を継承し、適正に執行するための経費を計上を したものであります。

予算を定めるには那須塩原市議会の議決を得る 必要がございますけれども、この時期に那須塩原 市議会を招集をする時間がとれなかったことから、 地方自治法第179条第1項の規定により専決処分 をさせていただきましたので、同条第3項の規定 に基づきまして議会の承認を求めるものでありま す。

既に暫定予算の説明書を配付をいたしておりま すが、案件といたしましては、まず平成16年度那 須塩原市一般会計暫定予算、さらに平成16年度那 須塩原市国民健康保険特別会計暫定予算を初めと する13の特別会計暫定予算並びに平成16年度那須 塩原市黒磯水道事業会計暫定予算、平成16年度那

須塩原市西那須野水道事業会計暫定予算、平成16 年度那須塩原市塩原水道事業会計暫定予算、以上 の17件であり、各会計の暫定予算の内容は、原則 といたしまして1市2町それぞれの平成16年度予 算現額から12月までの執行額を差し引いた後の執 行残額を計上し、さらに那須塩原市長選挙費など 緊急に対応する経費を加えたものでございます。

どうぞよろしくご審議の上、ご承認くださいま すようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(人見菊一君) 説明が終わりました。本案に対する質疑を許します。18番、植竹伸一君。

○18番(植竹伸一君) それでは承認2号について先ほどのものとかかわるわけですが、まだ十分理解していないので、理解の意味で質疑を行います。

歳入の中の法人市民税についてですが、旧黒磯市の決算見込み額が西那須野、塩原のそれと比較して極端に低い数字が出ておりますが、それはどんな理由によるのか、それにかかわって予算計上額が約62%と旧2町と比較して約2倍から5倍の数字ですが、何か収入見込みの面で深い理由があるのではないかと思い、お伺いいたします。

- 〇議長(人見菊一君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤邦昭君) では、ただいまのご質 疑にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、法人市民税の関係で旧黒磯市分について 決算見込み額が低いのではないかと、これにつき ましては黒磯市内の大手企業の決算時期が12月で ございます。この暫定予算を作成したときにはま だ決算ができておりませんので、このような形の 予算計上をさせていただいたものでございます。 この6億8,600万のうちの大部分がその大手企業 からの法人市民税でございます。 2月末までには 納入されるという見込みになっておりますので、 その時点におきましては相当な収納率になってく るのかなというふうに思っているところでござい ます。

以上でございます。

- 〇議長(人見菊一君) 18番、植竹伸一君。
- ○18番(植竹伸一君) ということは、6億以上のお金が2月に入るというふうに理解してよろしいのでしょうか。それはしかし口約束でしょうか、文書でしょうか。これは文書では約束はないと思うんですが、いわゆる予測、経済上の予測というふうになっていると思いますが、この不安定要素というものは、あるいは心配というものは全くしていないと理解してよろしいんでしょうか。
- 〇議長(人見菊一君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤邦昭君) ただいまのご質疑なんですけれども、6億8,600万ありますけれども、この大手企業からの法人税額約6億6,000万ほど予定しているものでございます。その企業につきましては、既に経営状況といいますか、企業状況につきましては、すばらしいものがあるというふうに私のほうでは理解しております。6億6,000万は入ってくるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(人見菊一君) 18番、植竹伸一君。
- ○18番(植竹伸一君) ついでにお聞きしますが、 法人税が今度2割ぐらいアップされますよね。そ ういう問題で小さい中小企業の方の法人税も厳し くなるという予測もあると思うんですが、あるい は市民税のほうもますます経済情勢厳しい昨今で すので、その市民税や中小企業の法人税の問題な どはどのように見ていますか。
- 〇議長(人見菊一君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤邦昭君) ただいまの質疑なんで すけれども、多分今までの税率の関係で制限税率

という形の中で標準税率から逆に2割ほどアップできる制限税率を新市におきましてはとっていくという考えのもとでございます。ただ、中小企業、新市におきましても今言いましたように、大手企業さん年間で10億程度の法人市民税の会社もありますし、一番中小企業の中ですと年間5万円が6万円になるという部分でございます。栃木県内の市におきましても制限税率をとっている市町村といいますか、自治体が大多数ですので、そんなに余り大きな問題にはならないのかなというふうに私どもでは考えているところでございます。

○議長(人見菊一君) ほかにございませんか。 31番、太田久美子君。

以上でございます。

○31番(太田久美子君) 31番、太田です。

私も承認第2号、16年度の那須塩原市一般会計 暫定予算の中の国民健康保険税の件についてご質 問いたします。

まず、この国民健康保険税の資料を見ましても、 やはり国民健康保険税の収入の中では13億5,100 万円というものになっておりますが、その予算計 上額におきましては、1月から3月で旧黒磯が 40.5%、旧西那須野が29.6%、3市町全体いたし ましても34.6%という計上になっております。こ の中で国保の納期という問題がありますが、これ が1月31日と2月28日、2回残っている中でも、 これも一応経済情勢、それから生活の非常な厳し い中での計上額がそのまま決算額の中に引かれた 予算計上額であっていいものかどうか非常に危惧 されるところでありますが、このような数字をど のような分析で計上されたのか、またそれとあわ せまして現在の3市町というかあれなんですけれ ども、旧3市町の収納率はどのようになっている のか、ちょっとお聞きいたします。

〇議長(人見菊一君) 市民福祉部長。

〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。

まず、国民健康保険税の予算額に対する決算見込み額の比率が旧3市町の間で乖離があるんではないかというご指摘でございますけれども、議員ご指摘のように、まず大きな原因として納期の差がございます。旧塩原町につきましては6月から12か月にかけての4期、旧西那須野町につきましては、7月から翌年の1月までの間に6期、旧黒磯市につきましては、平成16年度、今年度から7月から翌年の2月までの8期ということで改正がなされました。特に塩原町は12月が第4期の最終月ということで、収納決算見込み額からいいますと91.5%という、こういう高い決算見込みの比率となっております。一番大きな原因は、そういうことで納期の違いによるものというふうに受けとめております。

もう1点は、納付の方法のいわゆる分類が例え ば旧黒磯市におきますと平成15年度の決算で申し ますと、納付組織、いわゆる納税組合で納めてお るのが1.5%、また口座振替が59.2%、そのほか 自主納付というのが39.3%でございます。逆に塩 原町におきましては、納付組織が44.2%と納税組 合が大変高い数値を占めております。また、口座 振替が14.6、あるいは自主納付が41.2%、旧西那 須野地区におきましては、納付組織が1.4%と、 これは組合がかなり低いということですね。口座 振替が25.3%、自主納付が73.3%というふうに、 こういう面で3市町の納付方法に乖離があったと いうことと、黒磯地区におきましては口座振替が かなり高い率でございます。3市町の合併に伴う 決算、4月の準備の関係で最終口座振替の日付を 24日にしたということも若干の原因があったかと、 このように分析しております。

それから、収納率の関係ですけれども、これも また15年度の確定した決算の比較で申し上げます。 平成15年度の国民健康保険の収納率の状況でございますけれども、旧塩原町がこれは一般も退職分も介護分も含むのでございますが、93.43%、西那須野町が88.90%、旧黒磯市が85.15%、以上でございます。

なお、総体的に平成16年度対前年度に比較して 収納率は落ちているような状況でございます。 以上です。

- O議長(人見菊一君) 31番、太田久美子君。
- ○31番(太田久美子君) 大変細かいご説明でありがとうございました。

この今の部長さんの説明のほうからもわかりますように、やはり西那須野と黒磯のその収納の状況、15年度の収納率から考えましても、国保におきましても非常に今厳しいことがうかがえると思います。その中で今回その収納におきましては、今回から私、西那須野なんで西那須野におきましても、税務課のほうで今までは全部やっていましたけれども、今度は市民税の方が税務課で国保が保健課というそういう移動もあった中での徴収への影響はないのかどうか、その点はどうお考えでしょうか。

- **〇議長(人見菊一君)** 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 平成17年度から組織機構の改編に伴いまして、 従来賦課と収納が税務課、あるいは賦課と収納は 税務課なり国保の所管課と分かれている3市町の 体系がございましたけれども、議員ご指摘のよう に、収納も賦課も保健課で行うということになり ました。それは、やはり税と国保いろいろありま すけれども、特に国民健康保険税は目的税という ことで、やはり給付に係る国の補助金等が約45%、 国保税はその55%を税で負担するということになっていますから、これは重要な特定財源として、 やはり給付の見込みを立ててそれで課税をすると

いうことで、保健課が当たるということになった わけです。ご承知のように、先ほどの収納率の問題もございましたけれども、やはり悪質滞納者に は厳しく督促をすべきだと思います。これにはや はり県の指導にのっとって短期保険証、あるいは 資格証というものを進めて徴収の強化をしていき たいというふうに考えております。

また、リストラ、あるいは病気、その他災害等で納付が難しい方につきましては、積極的に納税相談を受けていただいて、納付いわゆる計画を立て、それでも納められない、いわゆる市で定めます減免要綱に具体的に該当する方については、減免要綱が定めてありますので、それらを該当するような形で納税指導をしていきたい、こんなふうに考えています。

そのほかはやはり少しでも給付を抑えるための 保健事業、いわゆる健康づくり、そういったもの も健康課の保健事業とあわせて積極的に進んでい きたいと考えております。

以上です。

- O議長(人見菊一君) 31番、太田久美子君。
- ○31番(太田久美子君) そのとおりなんですけれども、今、部長さんの方から少しお話し出ました減免制度なんですね。それは今まで協議会の中でも西那須野が独自の減免制度があるということを引き継いでいきたいということなんですけれども、その西那須野の減免制度におきましても、なかなか利用が今のところ少ないという現状もありますので、この減免制度、市独自の減免制度をもっと踏み込んだ形で考えるべきではないかと思います。そしてもっと減免制度を利用する方がふえていったほうが国保の収納率も上がるのではないかと思いますが、その点ちょっと伺います。
- 〇議長(人見菊一君) 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。

合併前の旧黒磯にも減免要綱はございました。 合併のすり合わせによりまして、新市那須塩原市 としては黒磯市の減免要綱を適用していくという ことでございます。これは旧西那須野と黒磯との 減免要綱の内容についての大きな差はございませ ん。いわゆる減免ですから、やはり細かなどの程 度の所得の減少があってどの程度まで減免するか というのは細かに災害、あるいは明らかな大きな 所得の減少、あるいは病気入院中とか、そういっ た事項に従って細かな減免要綱を定めております。 それについては納税相談の中で適用すれば、当然 適用していかなくてはならないと。ですからそう いった減免要綱制度があることについてのPRは 市民に対してしていく必要性は感じております。 ただ、国保はやはり加入者同士がお互いを支え合 う相互扶助制度ですから、やはりないから払えな いということではなくて、お互いがお互いを支え 合う相互扶助制度を理解していただくためにも、 やはり悪質滞納者には厳正に対処していくべきだ と、このように考えております。

以上です。

- ○議長(人見菊一君) ほかにございませんか。46番、早乙女順子君。
- ○46番(早乙女順子君) では、承認第2号 専 決処分の承認を求めることについて、この中で特 に一般会計を中心に暫定予算のことで聞きたいと 思います。

専決処分の承認ですので、実際にこれを審議していても、専決処分が議会の承認を得られなかった場合でも効力は別に無効になるわけではなく、処分の効力に影響があるわけではないものですから、ちょっとトーンダウンしそうなんですけれども、何点かだけきちんと聞いておかなければならないものがあるので、お聞きいたします。

これは、一般会計の暫定予算だけではなく、合

併に伴う機構改革が行われたと思いますので、それに伴っての経費として発生するものですから、 どこの課にも会計が違っても関係することだと思 うので、どこの会計ということでなく全体的にお 答えしていただければいいと思います。

まず、この合併によって管理職のポストがふえた部 たと思います。それとともに、ポストがふえた部 分のところと、あと退職なさった方が何人か管理 職の中でおられます。そういう途中での退職です ので、途中で昇格なさった方がいると思うんです。そういうような経費を今回の暫定予算のところで 合併に伴う経費は入れたということで先ほどお話 があったわけですけれども、この人件費は入れて はいないんではないかなということなんです。ど うしてもう人件費がかさむんだろうな、このメン バーを見ましてもかさむんだろうなと思うんです けれども、それを暫定予算に入れなかったのはど うしてなのか、まずそこから聞かせてください。

- 〇議長(人見菊一君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤邦昭君) ただいまのご質疑でございます。この暫定予算につきましては、11月末でもって要求をしたものでございます。

それと退職者でございますけれども、管理職で 12月31日付で6名の管理職が退職をいたしました。 この1月1日に新たに管理職手当を昇給するとい う形の昇格者はおりません。ですから、新たに管 理職がふえたということにはなっておりません。

それと人件費を何でというお話しですけれども、 先ほど言いましたように、11月で一応要求をして おりますので、12月中にありました異動等、内示 等々につきましても対応はしておらない状況でご ざいます。

以上でございます。

- 〇議長(人見菊一君) 46番、早乙女順子君。
- 〇46番(早乙女順子君) なかなか機構改革が、

合併に伴う機構改革仕上がるのが遅くて、そこに 張りつける人事も遅くて、どのぐらいの経費がか かるのかという部分のところは見えなかったかの かと思うんですけれども、管理職として私がここ いらっしゃる人を見た上では、とても多く感じた ので、管理職がふえたというふうに私は思ってい たんですね。6名の退職者、管理職の中で6名退 職をしたということは、もしかすると合併によっ て本当なら普通、企業の合併でしたら、3つの企 業が合併したら管理職はきっと3つの合計より減 るんだと思うんですよね。でも黒磯は黒磯市の管 理職だった人、西那須野の管理職だった人、塩原 の管理職だった人それぞれをおやめになった人を あれしてちょうど人数が同じだったので増減がな いという、そういうことで先ほどの部長の答弁は、 そういう解釈でよろしいんでしょうか。

そういうことということは、合併によってちっ ともこの機構は、普通の企業だったら3社が合併 したら管理職のポストは減るというのが当たり前 だと思ったんですけれども、この那須塩原市の合 併は管理職のポストは減らなかったと、だれが管 理職になるか、サバイバルゲームをやらなくて済 んで、こんな穏やかな合併はなかったというのが 執行機関の方の機構のほうだったと思うんですけ れども、それでは合併のところで経費の削減、合 併によって経費削減ができるんだというところを 市民はすごく期待していたと思うんです。議員が 62名から31名になる、それも市民はすごく期待さ れていました、私たちは。それと同時に職員に対 しても期待があったんだと思うんですけれども、 そうすると実際昇格をした人数というのは管理職 の中ではいなかったと、経費増はもう今後も伴わ ない、こういう機構になったために人件費の経費 増は伴わないというふうに解釈してよろしいでし ょうか。それとも経費増になるんでしたら、管理 職はすべてとんとんで増減なし、一般職員のところで削減ができるのか、経費増になるのか、その辺の内訳をちょっと聞かせていただきたいというふうに思います。

- 〇議長(人見菊一君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤邦昭君) では、ただいまのご質 疑にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほども言いましたように、旧黒磯市の中におきまして6名の管理職の職員が退職をされました。今言いましたように、1市2町の合併によりまして議員ご案内の総合支所方式をとっておりますので、それと職員につきましてはその身分を保障しておりますので、すべて新市へ引き継がれましたので、現在おります職員はそのまま那須塩原市の職員としてすべて辞令を交付されております。

それと人件費の問題でございますけれども、今まで例えば管理職手当の中におきまして8%であった管理職の部分、施設の部分の中には10%になっている部分もありますので、管理職手当の増減がございましたので、その分での人件費の増というものが出てくるのかなと。それと1市2町で持っておりました12月31日までの条例上の職員定数は、1,040名でございます。ただ、今回の合併によりまして962名を、条例の中にもありますけれども、職員定数枠として考えておりましたけれども、今後それにつきまして定員の適正化計画を立てながら職員の削減に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(人見菊一君) 46番、早乙女順子君。
- ○46番(早乙女順子君) 大まかな金額でいいんですけれども、合併に伴ってこういう総合支所方式をとって、それで今回は暫定予算でしたので、人件費的なものの増減は今回のところでは予算の中ではなかったかと思うんですけれども、きっと

その調整を3月の議会で補正でやることになるんだと思うんです。こういうことを今回までしてどのぐらい減るものなのか、それとも人件費ですよ、人件費が合併したことによってどの程度か減るものなのか、ふえるものなのかと、私結構昇格、この間のこの人事ですとか、係長だった人が部長になったりとか、課長だった人が部長になったりというところというのは、そういう部分のところでは全然人件費は発生しないことはないと思うので、その辺のところでどの程度こういう機構を持ったためにふえるのか、それともどこかで節約した部分があって退職した人もいるので減るのか、その見込み、そんな細かい金額でなくていいんですけれども、発生するであろう金額をちょっと聞かせてもらえますか。

- 〇議長(人見菊一君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤邦昭君) 今、金額と言われたんですけれども、金額についてはちょっとつかみ切っておりません。ただ、6名の方がやめましたので、総体的には下がるのかなと。ただ職員の時間外とかそういうような形でいった場合にはそんなにのりそりのない予算計上になっていくのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(人見菊一君) ほかにございませんか。
 〔「なし」と言う人あり〕
- 〇議長(人見菊一君) 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) 先ほどの太田議員の国保に対する質疑の答弁の中で減免要綱について黒磯の例と私申し上げましたけれども、西那須野町の例が正しい答えでございました。おわびして訂正させていただきます。
- 〇議長(人見菊一君)ほかにないようですので、質疑を打ち切ることで異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。 18番、植竹伸一君。

[18番 植竹伸一君登壇]

○18番(植竹伸一君) 承認1号の条例、先ほどの43号と47号にかかわり、重複するところもあるのですが、あえて暫定予算での反対討論を行います。

今回の3市町の合併の大義は、厳しい地方財政を克服するために、住民サービスは高く負担は適正にということで進められてきたわけであります。確かに首長さん以下三役が2町から削減され、財政削減になったのは間違いありませんが、議員特例を行使した中で議員報酬、三役報酬などをもとに戻すこと、これは財政削減方針を掲げた大義に逆行するものではないでしょうか。

11万を超える都市になったということは、財布が大きくなっただけで、決して財政力が豊かになったわけではありません。県内最大の面積を有する市になったのです。地域の隅々へのきめ細かなサービスをすることになれば、旧自治体のときよりも経常経費が大きくなるはずであります。旧黒磯市のシニアセンターの送迎バスの事例一つ挙げただけでも明白な事実であります。

さらに、承認1号でも触れましたように、法人税、市民税の歳入の落ち込みが今後も心配されます。議会や執行者の三役は率先して財政削減の先頭に立つべきです。せめてスタートの1年ぐらいは少なくとも我慢していくべきではないでしょうか。

以下の理由により承認2号の一般会計暫定予算 案について反対討論を行いました。

- 〇議長(人見菊一君)ほかにございませんか。[「なし」と言う人あり]
- ○議長(人見菊一君) ないようですので、討論を

打ち切ることで異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第2号については、原案のとおり承認する ことに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(人見菊一君) 挙手多数。

よって、承認第2号については、原案のとおり 承認されました。

◎承認第3号~承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(人見菊一君) 次に、お諮りいたします。

日程第26、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてから日程第28、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号から承認第5号までの3件 を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 市長職務執行者。

〔市長職務執行者 平山喜助君登壇〕

○市長職務執行者(平山喜助君) 承認第3号 那 須塩原市の指定金融機関指定に関する専決処分の 承認を求めることについて、議案の説明を申し上 げます。

那須塩原市に属する公金の収納及び支払い事務 を取り扱わせるために地方自治法第235条第2項 の規定に基づき那須塩原市指定金融機関としまして株式会社足利銀行を指定するものであります。

指定金融機関の指定につきましては、地方自治 法施行令の規定により那須塩原市議会の議決を経 る必要がありますが、那須塩原市の発足に伴い新 たな取り扱いとなるものであり、この時期に那須 塩原市議会を招集する時間がとれなかったことか ら、地方自治法第179条第1項の規定により専決 処分をさせていただきましたので、同条第3項の 規定に基づき議会の承認を求めるものでございま す。

次に、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案のご説明を申し上げます。

承認第4号で専決処分いたしました案件は、地 方公務員法の規定に基づき那須塩原市が設置をい たします公平委員会についてその事務を栃木県に 委託をするため、那須塩原市と栃木県との間で必 要となります公平委員会の事務の委託に関する規 約について那須塩原市議会の議決を経る必要があ りますが、新市の設置に伴い新たな取り扱いとな るものであり、この時期に那須塩原市議会を招集 をする時間がとれなかったことから、地方自治法 第179条第1項の規定により専決処分をさせてい ただきましたので、同条第3項の規定に基づきま して議会の承認を求めるものであります。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案のご説明を申し上げます。

承認第5号で専決処分いたしました案件は、下 水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する 事務の委託に関する規約であります。

那須塩原市は、公共下水道事業及び流域下水道 事業から生ずる汚泥の処理の用に供するため、関 連市町村と栃木県が共同して設置する下水道資源 化工場施設に関する事務のうち那須塩原市が処理 すべき事務の管理及び執行を栃木県に委託をする ため、必要となります事務の委託に関する規約について那須塩原市議会の議決を経る必要がありますが、新市の設置に伴い新たな取り扱いとなるものであり、この時期に那須塩原市議会を招集する時間がとれなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものでございます。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、 ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(人見菊一君) 説明が終わりました。本案に対する質疑を許します。31番、太田久美子君。

〇31番(太田久美子君) 31番、太田です。

承認第3号 専決処分の承認を求めるについて、 那須塩原市指定金融機関の指定について、3点質 問いたします。

まず、指定金融機関が足利銀行ということは今までどおりということになっているんですが、この指定金融機関のさまざまな問題が今まで取りざたされておりますので、その中でこのような公的機関がどのようになるのか、やはり市民は大変不安な部分があると思います。その件について1点ご質問いたします。

- 〇議長(人見菊一君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤邦昭君) 金融機関、指定金融機関でございます。この足利銀行と指定金融機関を足利銀行にするという話でございます。現在まで1市2町とも足利銀行を指定金融機関として進めてまいりました。また、合併協議会の中におきましても指定金融機関の中で足利銀行をという形で決めてきておりますし、現在まで足利銀行を指定金融機関の指定をしておりましても別に大きな問題等は生じておりませんし、現在も今の足利銀行と指定金融機関を足利銀行を指定することに対し

まして何ら問題はないというふうに私どもの方で は考えているところでございます。

以上でございます。

- O議長(**人見菊一君**) 31番、太田久美子君。
- ○31番(太田久美子君) 問題がない、行政と足利銀行の間は問題はないということですけれども、その指定機関のそもそもの足利銀行のいろいろな破綻の問題とか、そういうものが今までありましたし、これからもいろいろと調整、また3月は銀行の決算時期におきましても、そういうものも考え合わせますと非常に不安になる部分があると思っております。それで、その指定機関の動向はこれからも行政のほうで知るべきではないかと思いますが、この11万の市民がやはり混乱するような財政不安にならないようにすることが一番大切ではないかと思います。

ここでちょっと唐突な質問ですが、複数の指定 機関というお考えはちょっとないか、ご質問いた します。

- 〇議長(人見菊一君) 総務部長。
- ○総務部長(佐藤邦昭君) お答えいたします。
 那須塩原市といたしましては、1か所足利銀行を指定金融機関とさせてもらったものでございま

以上でございます。

- O議長(人見菊一君) 31番、太田久美子君。
- ○31番(太田久美子君) 再々質問といたしまして今回の暫定予算152億円なんですが、これが各金融機関、指定は足利銀行といたしましても、そのほかの各金融機関の保管状況をどのようにしたのかお聞きいたします。

それから、もう1点、4月になりますとペイオフ解禁という話にもなっておりますが、この解禁における市の財政、公的資金を預けている銀行への影響というか、行政に対しても影響はどのよう

にあるのかお聞きいたします。

○議長(人見菊一君) 答弁願います。 収入役職務代理者。

〇収入役職務代理者(久保井 章君) お答えをい たします。

指定金融機関のほかに黒磯及び西那須野町に支 店等のございます金融機関につきましては、指定 代理金融機関ということで私どもで指定をさせて いただいております。そういうことでございます ので、収納等については何ら問題はないと考えて **○議長(人見菊一君)** 次に、お諮りいたします。 おります。

大変申しわけございませんが、金額につきまし てはちょっとただいま資料ございません。申しわ けございません。

ペイオフにつきましては、これから公金保管委 員会を立ち上げまして、そちらで検討をして4月 からのペイオフに対応したいと考えてございます。 大変失礼しました。

- ○議長(人見菊一君) ほかにございませんか。 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(人見菊一君) ほかにないようですので、 質疑を打ち切ることでご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- ○議長(人見菊一君) 異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。 [発言する人なし]
- ○議長(人見菊一君) 討論がないようですので、 討論を打ち切りたいと思いますが、異議ございま せんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 異議なしと認めます。 よって、討論を終結いたします。 これより採決いたします。

承認第3号から承認第5号までの3件について は、原案のとおり承認することにご異議ありませ

んか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号~議案第3号の上程、 説明、質疑、討論、採決

日程第29、議案第1号 佐野市、田沼町及び葛 生町を廃し、その区域をもって佐野市を設置する ことに伴う栃木県市町村職員退職手当組合を組織 する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につ いてから、日程第31、議案第3号 田沼町及び葛 生町の脱退に伴う栃木県自治会館管理組合を組織 する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につ いてまでの3件を一括議題といたしたいと思いま すが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号から議案第3号までの3件 を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。 市長職務執行者。

〔市長職務執行者 平山喜助君登壇〕

〇市長職務執行者(平山喜助君) 議案第1号 佐 野市、田沼町及び葛生町を廃し、その区域をもっ て佐野市を設置することに伴う栃木県市町村職員 退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び規約の変更について、提案のご説明を申し上 げます。

平成17年2月28日から佐野市、田沼町及び葛生 町を廃し、その区域をもって新たに佐野市を設置 することに伴いまして、必要となります栃木県市 町村職員退職手当組合の規約の一部変更について、 関係法令の規定に基づき議会の議決を求めるもの であります。

次に、議案第2号 氏家町及び喜連川町を廃し、 その区域をもってさくら市を設置することに伴う 栃木県市町村職員退職手当組合を組織する地方公 共団体の数の減少及び規約の変更について、提案 のご説明を申し上げます。

平成17年3月28日から氏家町及び喜連川町を廃し、その区域をもって新たにさくら市を設置することに伴いまして、必要となります栃木県市町村職員退職手当組合の規約の一部変更について、関係法令の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号 田沼町及び葛生町の脱退に 伴う栃木県自治会館管理組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び規約の変更について、提案の ご説明を申し上げます。

平成17年2月28日から佐野市、田沼町及び葛生町を廃し、その区域をもって新たに佐野市を設置することに伴いまして、必要となります栃木県自治会館管理組合の規約の一部変更について、関係法令の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、 原案のとおりご決定くださいますようお願い申し 上げます。

○議長(人見菊一君) 説明が終わりました。
本案に対する質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 質疑がないようですので、 質疑を終了することで異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。 [「なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 討論がないようですので、討論を終結することで異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 異議なしと認め、討論を終 結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号から議案第3号までの3件については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。

 \longrightarrow

◎議案第4号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長(人見菊一君) 日程第32、議案第4号 市 道路線の認定についてを議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 市長職務執行者。

[市長職務執行者 平山喜助君登壇]

○市長職務執行者(平山喜助君) 議案第4号 市 道路線の認定について、提案のご説明を申し上げ ます。

本議案は、1路線の市道の認定をいたしたく、 道路法の規定に基づき議会の議決を求めるもので あります。

新たに認定する路線は、市が所管いたします道 路を認定するものでございます。

この結果、那須塩原市の市道の総延長は 1,222.4km、実延長は1,175.9km、市道路線の総数 は2,251路線となります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くだ さいますようお願い申し上げます。 ○議長(人見菊一君) 説明が終わりました。
本案に対する質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 質疑がないようですので、 質疑を終了することで異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 異議なしと認めます。 よって、質疑を終了し、討論を許します。 [「なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 討論がないようですので、 討論を終結することで異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 異議なしと認め、討論を終 結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決することで異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(人見菊一君) 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり決しました。

◎市長職務執行者あいさつ

○議長(人見菊一君) 以上で、平成17年第1回那 須塩原市議会臨時会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり市長職務執行者からあいさつがあ ります。

市長職務執行者。

〔市長職務執行者 平山喜助君登壇〕

○市長職務執行者(平山喜助君) ごあいさつを申し上げます。

第1回の臨時会を開会いたしましたところ、時 節柄何かとご多用のところ議員各位にはご出席を いただきまして誠にありがとうございます。

また、本日人見議長を初め役職におつきになり ました議員各位には、心からお祝いを申し上げる ところでございます。

また、本日ご提案を申し上げました各議案等に つきましては、皆さんの慎重なご審議をいただき まして原案のとおりご決定くださいましたこと、 心から御礼を申し上げます。特に今回各会計の暫 定予算につきましては、その執行に当たりまして は最少の経費で最大の効果が上がるように鋭意努 力をしてまいりたいというふうに思っております ので、どうぞひとつ今後ともさらなる皆さん方の 温かいご理解とご支援をお願いを申し上げまして あいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長(人見菊一君) 市長職務執行者のあいさつ が終わりました。

◎閉会の宣告

○議長(人見菊一君) 閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

本日開催されました第1回臨時会は、那須塩原市発足後最初の議会であります。本臨時会は正副議長及び一部事務組合議会議員等の選挙及び各常任委員、議会運営委員等の選任のほか、市長から提出されました9議案につきまして慎重に審議を尽くされ、また議会運営につきましてもご協力をいただき、ここに全部の審議を終了することができました。各位のご協力に対して深く敬意をあらわすところであります。私も新議長として円滑な議会運営のため努力してまいりたいと考えているところであります。

今後とも特段のご支援、ご協力を賜りたくお願

いを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時56分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成17年1月12日

臨	時	議	長	垃	且	澤	昭	男
議			長	J		見	菊	_
署	名	議	員	3	Ē	野		宏
署	名	議	員	J	t	林		實